
平成20年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成20年9月19日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成20年9月19日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第64号 平成19年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第65号 平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第66号 平成19年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第67号 平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第68号 平成19年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第69号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第70号 平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第71号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第72号 平成19年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第73号 平成19年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第74号 平成19年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第75号 平成19年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第76号 平成19年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第77号 平成19年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第78号 南部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第79号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第3号)

- 日程第19 議案第80号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 陳情第31号 法務局の増員に関する陳情書
- 日程第21 陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情
- 日程第22 陳情第10号 過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書

（追加議案）

- 日程第23 議会のあり方調査特別委員会報告
- 日程第24 発議案第14号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第25 発議案第15号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第26 議長発議第16号 閉会中の継続審査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第64号 平成19年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第65号 平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第66号 平成19年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第67号 平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第68号 平成19年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第69号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第70号 平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第71号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第72号 平成19年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第73号 平成19年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第74号 平成19年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

- 日程第14 議案第75号 平成19年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第15 議案第76号 平成19年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第16 議案第77号 平成19年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第17 議案第78号 南部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

て

- 日程第18 議案第79号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第3号）
日程第19 議案第80号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20 陳情第31号 法務局の増員に関する陳情書
日程第21 陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情
日程第22 陳情第10号 過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書

（追加議案）

- 日程第23 議会のあり方調査特別委員会報告
日程第24 発議案第14号 南部町議会委員会条例の一部改正について
日程第25 発議案第15号 南部町議会会議規則の一部改正について
日程第26 議長発議第16号 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（15名）

1番 植田 均君	2番 景山 浩君
3番 杉谷 早苗君	4番 赤井 廣昇君
5番 青砥 日出夫君	6番 細田 元教君
7番 石上 良夫君	8番 井田 章雄君
9番 笹谷 浩正君	10番 足立 喜義君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀尾 共三君
13番 塚田 勝美君	15番 宇田川 弘君
16番 森岡 幹雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 古 曳 正 之君
書記 ————— 本 田 秀 和君
書記 ————— 加 藤 潤君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ———— 三 鴨 英 輔君
総務課長 ————— 陶 山 清 孝君 財政室長 ————— 伊 藤 真君
企画政策課長 ————— 三 鴨 義 文君 地域振興統括専門員 ———— 仲 田 憲 史君
税務課長 ————— 米 澤 睦 雄君 町民生活課長 ————— 畠 稔 明君
教育次長 ————— 稲 田 豊君 病院事務部長 ————— 前 田 和 子君
健康福祉課長 ————— 森 岡 重 信君 保健対策専門員 ———— 櫃 田 明 美君
建設課長 ————— 滝 山 克 己君 上下水道課長 ————— 松 原 秀 和君
産業課長 ————— 分 倉 善 文君 農業委員会事務局長 ———— 加 藤 晃君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前9時00分開議

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。蒸し暑い日となるようでありますけれども、会議を開きたいと思いますが、9月の5日開会以来、それぞれ議案についての提案の説明を受け、付託をいたしましたそれぞれの委員会で十分御審議をちょうだいし、今日最終日を迎えることができました。

早速会議を開きたいと思います。

ただいまの出席議員数は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成20年第7回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、井田章雄君、9番、笹谷浩正君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第64号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第3、議案第64号、平成19年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会を主体とする連合審査であります。総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。議案第64号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を承認すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑はございませんか。
1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） ちょっと何点か質問いたしますのでよろしくお願いします。

この事業報告及び主要施策成果説明書の18ページからお願いいたします。この総務費の中の町長交際費の中の町長及び副町長の名刺等というところで46万8,696円という金額が上がっておりますが、名刺等ということで金額が多いなという感想を持っておりますので、内容を説明していただきたいということです。

続きまして、21ページ、顧問報酬ですね、これ4月から6月まで各3万円が充てられております。合計9万円ですけれども、顧問の報酬に見合うどのような仕事を成果としてされてきたのかということを委員会でどのように御審査なさったでしょうか、その点よろしくお願いします。

それから26ページ、CATV施設管理として保守点検委託費2,074万4,960円となっておりますが、保守点検委託を中海テレビに払って、それで施設を貸しているお金が逆に入っているはずなんですけども、その差額についてどのように活用されているのか聞き取っておられたら、その点説明をよろしくお願ひいたします。

続いて、27ページですけども、財源内訳の中のその他財源となっております316万、これはどのような財源が充てられているのかということです。

32ページ、公用車管理事業ですけども、町長専用車、ワゴン、ペイローダー、バン、軽トラック、消防以外の公用車の管理というふうになってはいますが、この中で町長専用車の部分がどれくらいかかっているのかということがわかりましたらよろしくお願ひします。

それから34ページ、これが電算管理事業となっております、鳥取県情報センターにシステムの運用委託をしているということですが、3,282万余りですが、これの契約をどのようにしているのか。これは情報センターが株式会社になるというようなことも最近報道されておりますが、この金額の妥当性については、契約の仕方とも関係しますけども、どのように評価されているのかと、そのあたり委員会でどのように審査されたのかよろしくお願ひします。

それから48ページから、これずっと続いてるんですけども53ページまで、基金を預け入れている金融機関がいろいろあるわけですけれども、この利率が安いものが0.2%から、高いものが0.6ですかね、いろいろなっております、これを本来はできるだけ高い利率で運用するのが基金の管理上ふさわしいのではないかと私は思うのですが、その点どのように御審議されたかよろしくお願ひします。

それから59ページ、定住促進対策事業で固定資産税相当額を5年間奨励金として交付するという定住対策の事業になってますが、このうち定借事業で借家事業を営んでおられる業態があるというふうに以前から聞いておりました。それで、その件数と、それから定住対策として商売で借家業をされるのにこのような固定資産税相当額を出すというのが妥当なのかということについて、委員会ではどのように御審議されたのかということです。

66から67ページにかけまして、これは地域振興協議会の地域振興交付金と地域振興協議会の会長、副会長の報酬ですが、トータルで2,917万円余りを歳出していますが、このことについて、この事業をどのように委員会としては評価されたのかということについてよろしくお願ひします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。非常にたくさんございましたの

で、飛びましたらまた教えていただきたいと思いますが、まず、18ページの町長及び副町長名刺等というふうになっております。46万8,696円ですが、これは中に名刺代も含まれているということのようですが、町長や副町長が持っていかれます香典とかお祝い、そういったものが入っていると。（発言する者あり）これは香典用線香ですので、この下は香典そのものとお祝いということのようです。

次に、21ページの顧問報酬の成果はということですが、これは従来から顧問ということで町政に対していろんな御意見を伺うという形で顧問制度を設けていたということで、委員会では、この3カ月間の成果ということは特に聞き取ってはおりません。

次に、26ページです。CATVのIRUの財産収入と、それと保守点検委託料、CATVのIRUの収入が3,860万弱、そして保守点検委託料が2,074万4,000強ということが出ておりますが、この純粋な差額をどうしたのかというようなことで、委員会の方で、では、この1点、一千何百万がそのまま名札がついてどこに行ったとかというような、そういった話は委員会ではしておりません。

次に、27ページの財源の内訳ですが、ここには316万7,292円ということで財産収入が入っております。ここに多分IRU契約の関係の一部が入っているとは思われるんですが、ここについては、議長を介しまして担当課長の方より詳細を御報告をいただきたいというふうに思っています。

32ページの、町長専用車にこの公用車管理事業のうちどれくらいの費用がかかっているかということですが、小分けに町長専用車が幾ら、ワゴンが幾らというふうに確認をしておりません。これも議長を介して担当課長さんよりよろしく申し上げます。

次に、34ページの県の情報センターとの契約の内容ですが、契約の中身の詳細までは審査は及んでおりません。これにつきましても担当課長より御説明をお願いいたします。

47ページ以降の利率につきましてですが、これは預け入れの時期によって当然、市中金利が変わってくるということが考えられますが、それ以外にもございましたらお願いをいたします。

59ページの定住促進対策事業で、借家にもこの奨励金が出されているということで、その件数が何件かと、妥当かということでございますが、実績の件数というのは、そこまでは把握はしておりません。そして、借家でも定住の促進には寄与しているということが当然あると思いますので、妥当であるというふうに話は聞かせていただいております。

次に、地域自治区、地域振興協議会の会長報酬と交付金事業でございますが、事業の評価はということです。以前の議会でも報告がありましたように事業の執行率が少し低いということで、

繰り越しの率が約40%ぐらいある。これは地域づくり計画が少しおけているといったようなことも委員会の中で話は出ました。おけているものの各地域とも頑張っている事業を進めておられるので、もう少し見守りたいといったお話になっております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長から数項目にわたって執行部の方に回答を求めるよう要請がっております。予算時にそれなりに議論をなされた内容が大半であったように思いますけれども、特に委員長の方から要請がございますので、執行部の方でそれぞれ答弁をいただくようお願いいたします。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山です。32ページの公用車管理について御質問をいただきました。これにつきましては、公用車、総務課で管理していますここに上げておりますこのすべての車を一括管理しております、これ個々の燃料費や修繕費の一台一台の管理はしておりません。正確に町長公用車に幾らかかったとかという御答弁できませんので、お許しいただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。まず、26ページのIRU契約によります収入と、それから保守に係ります経費との関係ということでございまして、IRU契約によります財産収入が3,859万4,556円でございます。このものを管理、26ページの3,947万1,650円かかっておりますので、こちらに充当をしております。

それから次の27ページでございますが、ケーブルテレビの番組制作の方に316万7,292円、財源収入としてあります。この財源は支障移転として入ってまいります経費が、収入がございまして。これが404万4,390円支障移転の収入がありますので、ケーブルテレビの番組制作費はすべてここに充当をしております、この移転補償費として残ったものを先ほどのケーブルテレビの施設管理の方に充当いたしまして、26ページの財産収入の総額は、IRUで入ってまいりました収入と支障移転分の残りましたものが、ここで両方合わせてこちらの方で充当して使っております。

それから34ページの電算管理事業ですけれども、これ契約のやり方という御質問だと思っておりますけれども、これは御承知のとおり、庁内各業務、住民情報システムほか18業務の委託を鳥取県情報センターと委託契約をしておるものでございまして、県下11町村が情報センターの方にお世話になっております。情報センターの方から見積もりをいただきまして随意契約で契約をしております。

それから59ページの定住促進対策の借家の件数でございますが、今ちょっと調べにしておりますので件数はちょっとお待ちいただきたいと思います。後で回答させていただきます。

あと、こういう借家に出すのは妥当なのかどうなのかというところがございましたですけども、この借家物件につきましても土地なり借家の所有者の方に該当者としてこれを交付しております、そこに借家で入られるお方も町民として定住いただけますし、それから当然町民としての納税もいただくわけですし、そういう定住促進の観点からメリットはあるということで、こういうものにも該当しております。

それから66ページ、これは委員長が回答されたので、これでよろしゅうございますか、申告関係の評価ということがございましたですけど。これでよろしいですか。あと件数はちょっとお待ちいただけますでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 基金関係と、それから先ほどの企画の借家の件数の調査中でありまして、それをのけて残余の質疑がありますか。（発言する者あり）それ、もう出た。

企画政策課長、三鴨君、答弁続けてください。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほどの借家の件数ですけども、4件ということでなっております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） そうしますと、基金利率、運用利率の関係が若干時間かかるようでありますけど、それは残して、植田議員、残余の質疑をかけてください。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） じゃあ2度目の質問させていただきますが、26ページのCATVの施設管理でIRU契約で3,859万中海テレビからいただいて、それを財源として保守点検委託と、それから支障移転と、それから今の番組制作の一部ですかね、そこに持っていっているということですが、その支障移転は毎年あるわけではないと思うんですが、基本的な考え方としてどのように、当初いろいろ言っておられたように思うんですけども、そういう差額についての活用方法について委員会で聞き取っておられたら、その点をよろしくお願ひしたいというのが1点です。

それから34ページの情報センターとの随意契約ですけども、これ相見積もりなんですか、それとも単独の見積もりかということが1点と、それから2カ町のごみ焼却場の議会の中で、随意契約をする場合に第三者機関に妥当な金額かという調査をしてもらってるということをお記憶しているんですけども、そのようなことをして妥当な金額を契約していくという手続きが私は必要ではないかと思うんですが、そのようなことについて委員会の方でどのように御審議されたのでし

ようか、もしその点不明でしたら執行部の方によろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 先ほどの件ね、なら、先に総務課長の方から、さっきの運用利回りの関係について答弁があるようであります。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。出納室が管理している事項でございますけれども、確認をいたしましたら、これは中の運用の期間が一点一点違うということで、運用利率も変わってくるということでございました。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 26ページのCATVの財産貸し付け収入と保守点検委託費と差額をどのように今後活用していくのか、支障移転の費用を現在、番組制作に使っているわけですが、それが将来的になくなったときどういうふうにするのかといったようなお話でございますが、将来的に変化が起きたときにどういうふうなことを考えているかといったようなところまでは委員会で話をしておりませんので、議長を介して担当課長よりよろしく願います。

次に、情報センターとの随意契約に関して、相見積もりをとっているかどうか。それと価格の妥当性を図るために外部機関への調査依頼をするべきではないかというお話でございますが、委員会ではこの件につきましてもそこまでの、相見積もりか単独の随契か、それともといったような話は行っておりませんので、これも議長を介して担当課長よりよろしく願います。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長からの要望がございますので、担当課から答弁をいただきます。

企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長。先ほどの支障移転の件に関しましてですが、この支障移転の移転料と申しますのは、道路工事ですとか、あるいは中国電力さんの電気工事ですとか、そういったときにうちのケーブルが支障となって移転してほしいという場所ができたときに、うちの方がそういう経費をいただきまして移転工事をするものでございまして、この先そういうことも何度もあり得ることございまして、そういう移転費用もいただいて工事しますので、充当先はということでございますけれども、全くなくなってしまうわけではございませんので、そういうものは施設の移転ですとか番組制作、そういった必要なところに充てていきたいと思っています。

それから電算管理の関係ですけれども、これは相見積もりかということですが、情報センターの単独の見積もりをいただいております。これは先ほど申し上げました19業務それぞれ

の業務に単価も県下定めてありますので、そういった今まで情報センター等の機器なりシステムソフトを使っておりますので、ほかの業者さんとかそういったもので変更するわけにも機器なりそういったシステム上困難でございますので、情報センターの方から業務の単価をいただきまして、それで随意契約をしてきております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 二、三点にわたってちょっとお聞きします。

先ほど植田議員の質問で、町長、副町長もだったかいね、名刺代ということで、これは内容はどうかという問い合わせがあったんですが、その中で、線香だったですか、上がってたんで、だけでも……。あ、これだ。町長及び副町長名刺等で46万8,000何がしが上がってますが、線香だということだったんですけども、でも線香は別の項で上がってるということだったんですけども、香典の部分も含まれてるということだったんですけど、実は私、総務委員会に属してるときに、行財政の改革の折、その該当のおうちには失礼かと思うんですけども、香典でなくて線香をお供えするようになりましたという説明を私、受けたことが記憶あるんですよ。それからいきますとね、今はそれが復活されて、線香と、そして香典も、お金ですわね、それも含まれてお供えされてるんだらうかなということをもう一度答弁お願いしたいんですよ。

それから、これ地域振興区のこと聞くんですけども、この間、私、質問、67ページなんですけども、実は社協の会費が15%こっちに回ってるということだったんですけども、答弁があったと、明確な答弁に私よう理解しておりませんのでね、再度、この考え方が果たしていいのか。というのは、住民の方がこのことを知られたら、私は純粋なつもりで社協に出したんだけど、どうしてそのようなことがなってるのかということなんですけども、これ私、ちょっとじかに町長の答弁いただきたいんですよ。そういうことを果たしてやられる前に説明があったのかどうなのか。私の記憶ではそれは後で聞いた状況なんですけども。ということでね、こういうやり方でいいのかどうなのかという考え方をお聞きします。

それからもう1点、この地域振興区のことなんですけども、仲田専門員や、それから企画の三嶋課長からもあったんですけども、積極的な参加をいただいておりますということだったんですけども、実態御存じでしょうか。実は地域づくり計画をやる場合にそういう会議の招集が区長さんの方からあったんですけども、私のとこなんかはね、参加者が本当に少ないんですよ。それで一体これはどうなるんだということでね、そういう積極性から見ると非常に消極的と私は受けとめ

ます。ほかの集落の方にもそのような意見なんです、実態として本当にそういうぐあいにとらえておられるものなのかということ、率直なところで、恐らく進んだところもあると思いますけども、町全体をやっぱり網羅していく行政としてはね、これでいいのだろうかということ、私は答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員会に対しての質疑ですよね。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい、そうです。

○議長（森岡 幹雄君） 間違えんようにしてください。初めから執行部に聞いていらっしゃると違いますか。

委員長、答えなさい。総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） まず、名刺代等の件でございます。あの金額の中で、では具体的にどういったものに使われてという詳細まで確認をしておりますが、その中に含まれるということでございますので、もっと細かいところの具体的に香典がどれくらいといったようなことについては、議長を介して執行部より御説明をいただきたいというふうに思います。

それと次に、地域振興協議会の町づくり計画の委員さんの集まりが低調ではないかというお話でございますが、地区によって非常に大きな差があるということも当然みんな知っているところでございますので、その評価については、おくれてるところをもっと早くやってほしいといったようなところまで、委員会としてのこの決算の審査での意見という格好では出しておりません。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度聞くんですけど、委員長に。先ほどの委員長の報告では、含まれてるのではなかろうかという状況で、はっきりとそれ含まれてますということを言われるのか、あるいは、いや、それはありませんということなのか、はっきりと再度答弁をお聞きしたいんですが、それからもう一度、先ほどの私の質疑の中で、ぜひ委員長から議長を通して町長の考えを再度求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの亀尾議員の香典の支出でありますけれども、委員会でお聞きしてる範囲を若干議長の方から申し上げますが、実は議長交際費にも若干関連がございますので申し上げます。

町長が持参をなさる香典については、自前で処理をなさっておるというふうに伺っております。ただ、香典等というのは、近隣の町村長であったり、あるいは議員方であったりして、町として支出をして当然の香典は含まれておるというふうに伺っております。議長交際費におきましても、組を組んでおります近隣の町村長の内室の葬儀に関して香典を議会としてお届けをしたという経

過が実はございます。したがって、それ以外のものについてお尋ねのような支出はなされておらないという、議長もそうでありますけれども、判断をしていただくのが至当ではなかろうかというふうに思います。

特に求めがありますので、委員長の方からの要請がありますれば、私が申し上げた以外の内容について御答弁をいただく必要があるだろうというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 今若干、議長の方から補足が先に出てまいりました。それにつけ加えることがございましたら、議長を介しまして執行部より御発言をいただきたいというふうに思います。

それと地域振興協議会のことについて、これは亀尾議員の方から、町長からの発言をお願いしてくれということでございます。これについて町長が御発言の意思がおありでしたら、議長を介しましてお願いをしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 常任委員長からの要望がございます。それぞれお答えをいただく部分がございますら答弁をちょうだいしたいというふうに思います。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山です。先ほどからの町長交際費でございますけれども、先ほど議長が言われましたとおり、町を代表して外部に対して町が行います弔事、お祝い、それから会費、もちろん香典もです、等につきましてが、ここに入っておる金額でございます。ちなみに名刺代はの中で9,700円が名刺代でございまして、記入の仕方が明らかにまずかったというぐあいに反省しております。また修正をかけたいというぐあいに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。社協会費がこの振興区に載っておる、町長の見解を求めるということでございますけれども、これは社協にお尋ねになられた方がいいのではないかとこのように思います。推測の域を出ませんけれども、従来から社協は、会費の一部を多分手数料として地域の方にお支払いなさっていたのではないかと思います。そういうものをまとめて振興区に交付をなさっているのではないかと推測をいたしております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 469ページですけども、給食センターのこの維持管理費の中の

ちょっと電気料金のことを、きのう全協で教育次長の方から説明をいただきましたけども、夜間の電気料金が5円70銭ということで報告をいただきましたけども、その件につきまして、一方の方の水道事業の方では、夜間の電気料金を中国電力に問い合わせた結果12円という報告をいただいておりますので、その開きが余りにも大きくて、本当に中国電力が夜間電力を11時から朝の8時まで5円70銭で供給してくれるということになりますと、この電気を使っておとところのいわばこの庁舎の暖房についても大きく経費が違ってくるといふふうに考えますが、その点、教育委員会と、そういういわば町長部局の方との差異が余りにも大きいということですが、今すぐ答えが出るのかどうかというのは定かではありませんが、そういう点について総務常任委員会の方でどのように認識をされ、どのような聞き取りをされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員会でこの給食センターの主に電気代と従来のガス代ということで聞き取りをしましたものは、従来との比較、それと計画値との比較ということで聞き取りをしておりますので、電気代の夜間料金の5.7円と12円の差がといったようなところまでは話はしておりません。まして庁舎とこのセンターとのといったようなところまでは及んでおりません。これにつきまして議長を介しまして、これはどちらにお願いをされているのかということもよくわからない話ですが、執行部よりお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長から要請がございますので、ただいまの件について説明をいただくよう答弁を求めます。

教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。きのうの全協の中で説明させていただきましたけども、深夜電力1キロワット当たり5.7円というのは中国電力の方に確認をした単価でございますので、これは間違いないと思います。それから、その中で昼間の昼間電力についてということの質問ございましたが、この給食センターの場合は高压電力Aという契約をしております。契約の種類によってはその単価というのは違うのかもしれませんが、給食センターの場合だけでいいますと、昼間の電力でしたら12.82円から、季節によっては14.04円という数字を中電の方から聞いております。

○議長（森岡 幹雄君） 宇田川議員、よろしいですか、今の答弁。

○議員（15番 宇田川 弘君） 片一方の答えとかみ合わないので聞いちょうわけだけん、水道はどうなるかな。

○議長（森岡 幹雄君） 水道は水道で契約の仕方が違うから違って当然。水道、下水道、上下水

道、その契約の中身をちょっと言っといたら。契約の仕方でみんな単価違う。

上下水道課長、松原君。

○上下水道課長（松原 秀和君） 上下水道課長です。水道の契約でございますが、水道も高压電力Aの契約で行っております。これにつきましては、現在日中の電気につきましては10円79銭から11円88銭での変動がございます。夜間電力までちょっと単価を調べておりませんが、基本料金ということで1,485円75銭ということで契約の変更を行っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 宇田川議員、よろしいですか。

15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 総務委員長、これ決算でこういう新たな数字のいわば契約、今、同じ契約Aでも、それは電力量の契約Aでも何キロ契約するかということによって、例えばそのキロ数が1キロでも超えたら、いわばそういう高い相差金を払わないけんという部分もありますけども、今話を聞けば倍半分と違うような、この決算でこういうことが明らかになったということについて、今後の対策として総務の委員会ではそこまでは踏み込んでなかったというお話ですけども、やはりこういうことが明らかになったということは、財政をいろいろと、きょうの新聞にも財政の指数も出ておりましたけども、そういうことを今後検討していく上では、これは倍半分ということは大きな私は問題だないかというふうに考えます。その点について、今後のこれ取り組みになりますけども、委員長を通じて行政の方へ、今後この例えば電気代、そういう経費削減についての考えをただしていただきたいというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 宇田川議員さんのおっしゃいますこと、全く妥当なことだというふうに私も思います。施設の設置だけではなくて将来的なランニングコストをどう抑えていくかといったような検討が、やはり執行部、そしてチェックをする議会ともにこれからさらに重要になってくるというふうに、今回の給食センターの数値を確認をいたしまして私どもも感じておるところでございますが、執行部の方から、今後どういった管理を、または考え方をされていくつもりかということは議長を介してお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 常任委員長からの要望がございます。それなりの答弁をいただきたいと思いますが、総括で、総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。特別会計等多分野にわたりますけれども、行政改革の中でも言ってますように、安定して確実な行政サービスを低料金で実施するのが使命でございますので、それに向かひましてさらなる行政改革と料金等の見直し等をしていきたいと

いうぐあいには思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 私も、昨日提出をされました給食センターの数字等々について、きのう議論をしてきたところでございますが、若干納得いかないという部分がございますので、委員長を通しまして執行部の御答弁をお願いしたいというふうに思います。

きのうもその中でお話が出ておりましたが、西伯給食センターが昨年4月に新しくなりました。きのう光熱水及び燃料費の比較表というのが提出をされました。それを見てみますと、平成18年、西伯給食センターは油とか電気、水道等々、総エネルギーの消費が1年間で251万7,000円余り。ところが新しくなった西伯給食センターでは、総エネルギーが451万3,000円、これ1.8倍のエネルギー消費になっております。

昨日、次長の答弁では、新しくなったし面積が広がったからこれぐらいは当たり前ではないかなというような答弁がありました。しかしながら、きのうもだれかが触れていらっしゃいましたように、最近の電気の機器というのは非常に効率のいい機器が出ておまして、電気の消費量が非常に少なくなっておるような、機器も多分そういうので導入をしていらっしゃるというふうに思うわけですが、私思いますのに、この1.7倍というのが給食の数というのはほとんど変わらない数字でありますので、1食に対するこのエネルギーの価格というのは非常にはね上がってくる。ひいては今後、御負担をいただいている給食料にもはね返ってくるのではないかなというふうな思いがあるわけですので、聞いているところであります。

もう一つ、非常に腑に落ちないのは、この月を見てもみますと、西伯給食センターの8月の電気の使用量というのが、前月、前々月あたりとほとんど変わらない。8月というのは多分給食が全く行われていないにもかかわらず、電力の使用量というのが変わらんというのはどういうことなのかなという、これお答えできれば一つお願いしますし、それが端的にわかるのは、2枚目、コスト比較表という分の裏にございます南部町立西伯給食センター様の電気御使用状況というので、これは多分中国電力がつくった資料ではないかなというふうに思うわけですが、2007年度の8月の御使用電力量、これは1万2,924キロワット、これは7月より若干落ちてますが、9月より高い数字を示しております。そしてその下に出ております、うち蓄熱割引制適用電力量、これは8月は7月より若干落ちておりますけど9月よりも高い値を示しております。8月は全く、全くじゃないかもしれませんが非常に少ない使用量にもかかわらず、どうしてこの電力だけが突出してこんなになるのか。特に蓄熱というのは給湯に使う電力だと思うわけですが、これが何

で平常の月と変わらない数字を示しておるのか、これがどうしても疑問でございましたので質問を、我々、総務委員会の方でこれ議論しておりませんので、委員長を通して執行部の答弁をお願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。給食センターの先ほどの件につきましては、議長より、食品の安全を確保する、給食の安全を確保するために従来の給食センターよりも大幅に電気代がかかっているという御答弁はいただいておりますが、さらに詳細な説明を求める御意見が出ておりますので、議長を介してお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま総務委員長の方から御答弁の依頼がございました。実は、この資料については昨日提供を受けたということでありまして、塚田委員も総務常任委員会で所属をなさっておりますけれども、昨日の資料提供でございましたので、そういった機会がなかったというふうに思います。したがって、総務常任委員長からの要請どおり御答弁をいただくようお願いをいたします。

教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。まず、給食センターを改築したといういきさつについてですけども、前の給食センター自体が、給食センターの衛生管理的な基準に合致しないという部分が発生したために改築に取りかかったというふうに理解をしております。改築するに当たりましては、その衛生基準等に合致した施設にするための設備等を導入をしておるとい部分がございます。その関係で、給湯等につきましても実際の旧給食センターのときとは使用量が相当にふえております。その施設につきましても食器だけではなく食缶も自動洗浄できるような設備を入れておりますので、やっぱりその使用量がふえてる部分と、一時的に使用する時間帯があるという部分もがございます。そのような関係で経費的な部分がふえてるのもあると思います。

それから、月ごとの使用量の違い、8月の分が夏休みだのに多いというのはなぜかということでございますけれども、どうもこれを見ますのに、一月おくれでの請求になってるようになっております。使用状況、2007年度のものを見ていただきますと、4月の段階で使用量が3,629となっております。実際に新しい施設が稼働したのが3月の中ごろではなかったかなというふうに記憶しておりますけれども、そのものが4月に請求され、一月おくれで使用料金等の請求がなされているんじゃないかというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） はい、わかりました。一月おくれということでございますので納

得したかなと思って見ておりましたら、残念ながらこれで見えていきますと、蓄熱割引電力量、じゃあ8月の分が9月に請求が来ました。2, 810キロワットであります。これが、じゃあ8月の使用量。じゃあ10月を見てみますと、これが9月の使用量、2, 796、これが実際に8月にお使いになったと推定される分より少なくなってるのは何ですか。説明できますか、それで。これずっと見てみると、どう見ても8月にそんなに洗浄もしないだろうし、お湯を流してお風呂に入るわけでも決していないわけですから、お使いになってないと思うのに、8月であろうと9月であろうと、じゃあ一月おくれということで9月と見ました。2, 810キロワット。8月よりそんなに落ちてないですよ。10月よりむしろ多い。説明できないと思いますけど、これについて、余り、きのう出てきたばかりの数字でございますので議論ができない部分があります。

それと、どうもこれを見るのに西伯給食センター様というような書き方がしてあると、これ中電から出てきた資料かなというふうに思うわけですけど、中電から出てこない、こういう資料というのは教育委員会の中では把握をしていらっしゃるのか。これについても、委員長を介して執行部、教育委員会の答弁をお願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 議長を介しまして、執行部よりの御答弁お願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長からの要望がございます。御答弁賜るようお願いをいたします。
教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。湯の使用がないのに蓄熱の電力量が出てくるのはなぜかということですけども、もとの電源を入れたままの状態ですと、どうしても夜間は蓄熱を使うんではないかというふうに思います。

それから、この状況につきましては確かに中国電力からいただいた資料でございます。現在、各月々の請求に基づいてきちんと実績を残すように指示をしておりますので、来年以降は比較対照できるものにできると考えております。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君、手が挙がってましたね。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 総務常任委員長に1点だけ御質問申し上げたいと思います。

ページ数が30ページ、31ページでございますが、その中で施設管理委託料という形で庁舎清掃、環境整備等ということで、西伯庁舎よりが98万6,444円、それから会見天萬庁舎管理に対して99万943円という形で、両庁舎合わせまして、この施設管理に関して約200万弱のものが計上されております。これは本来、世の趨勢といえますか、社会の状況等を考えてみ

ますと、現実的に厳しい行財政改革を今強いられて、どことも大変厳しい町村関係の運営をしているのが実態でございます。そういう中を考えたとき、従来どおりずっとこの施設管理委託料という形でこういうものが業者さんの方にお支払いをされてきてるわけでございますが、これらについて今、これはメディア等を仄聞しますのに、多くの町村関係では職員等が直接清掃等にかかわってこういう費用を浮かせているというようなお話も聞いております。そして、あわせて基本的に町民さんの感情を考えたとき、いろいろこの財政難だということを理由にしながら住民サービス、行政サービスが低下あるいは切り捨てられてきてるということで、大変にいろいろ町民さんの方からも我々議員の方に対しても、どういうことかという問い合わせ等も来るとような実態でございます。それらについて、総務常任委員会の方ではどういう意見や、あるいは聞き取り、審議なされたかということをお尋ねしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） この30ページ、31ページの中の施設管理委託料の庁舎の清掃とか環境清掃等ということで、それぞれ98万6,000円と99万円ほどが計上ということでございます。この庁舎管理についてもそれぞれ説明を受けました。委員会の方でこの施設管理の委託料が高いのではないかとかというような意見は、高いとか安いとか中身がどうだということは出ておりません。各項目を一つずつ妥当性とかいろんなことを検討していくことも当然必要でしょうが、これだけ膨大な中でございます。例えば職員でやられた方がもっと安くなるとかきれいになるだとか、業者に出した方がどうだといったようなところまでは聞き取っておりませんが、委員会ではこの数字は妥当なものであろうという判断をしております。これにつきまして執行部の方から何か補足説明がございましたら、議長を介してお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 要望がございましたので、御答弁いただきます。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。委員長の方から、施設管理の委託料、これは庁舎の清掃といいますが、現在シルバー人材センターに週2回程度、それから年に3回程度の床のワックス、それから議場等のじゅうたん等のメンテナンス等を委託しております。特にこの庁舎の管理のワックス等につきましては、18年から始まりました長期契約で3年契約でコストをかなり削減しておりますし、それからシルバーに対する委託につきましても、これまでは週5回だったものを回数も減らしてきております。ただし、そのためによっていろいろなところにまたほこりがたまる等ということもありますし、それから町の職員自体も、これは自分の周辺の職場でございますので、毎日の清掃等はやっております。また、庭等の清掃につきましても、年

間3回から4回の草刈りや剪定等も職員みずからがやっております。そういうことは当然のことをしながらも削減に常に努めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それから、ことしにつきましては南側の面に、法勝寺庁舎、ゴーヤを植えまして、環境対策や、また美的に夏の冷暖房の低下というような工夫もしておりますので、また御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 今御説明いただきましておおむね理解はできたんですが、基本的に、先ほども委員長の方に質問させていただきましたように、全体的な流れの中でどこの町村がどうだこうだということまでは私も把握してないんですが、メディア等のそういう報道等によりますと、今、行財政改革が推進される中で、積極的に地方の自治体等の庁舎内の清掃管理等についても、できるだけ職員等が経費を浮かせる手順といいますかね、浮かせるためにそういう自助努力をしていらっしゃるというのが実態だということ等をかんがみるとき、ぜひ今こういう形でいろんな形で努力しながら、シルバー人材センターの関係だとか、それから業者さんの方のワックスがけ、そういうことについても3年契約に基づいて安く契約させていただくとということのそういう部分については十分な納得ができるんですが、やはり本来は自分らの仕事する職場なんだから、基本的に自分らがやっぱり維持管理の努力というものは、これはもうやぶさかでないと思われ、恐らく町長もお考えだと思いますので、今後に向かって、本当に町民さんのサービスを切り捨てる反面、職員等には何らさたなしだということじゃ——だというふうなやっぱり不満もあります。そういう意味では、率先垂範するという意味でもやはり町職員さん等が、もちろん議会も含めてでございますが、やはり自分らの職場関係については十分な管理に心がけていく必要があらうかと思えます。そのようなことも含めまして、十分お考えいただきたいということをお願い申し上げまして、総務常任委員長さんの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

もし差し支えなければ、町長のお考えを総務委員長を通じてお聞かせいただければありがたいと思えますが。

○議長（森岡 幹雄君） その前に、赤井議員、さっき何げなしにお使いになった言葉だろうと思えますけれども、余り芳しくない、片仮名で5文字おっしゃった。自分で気がつきませんか。取り消しといてください。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 不適切な言葉だということでございますが、ただ、一般的によ

く我々日常使うもので……。

○議長（森岡 幹雄君） それが今の社会の中であんまり使うことをやめましょうというのが、何とか——っておっしゃいましたよね。その部分はカットするように言っといてください。カットさせますので。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 済みません、不適切だと私は思わなかったんですけど、指摘を受けましたので……。

○議長（森岡 幹雄君） ああ、それなら残しておきましょう。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 赤井議員の御質問でございますが、先ほど総務課長さんの方から、ほぼ返答は返っているというふうには聞かせていただいております。ですが、もしさらにつけ加えることがあれば、議長を介してお願いをしたいと思っております。なければ結構でございます。

○議長（森岡 幹雄君） ありませんね。

進みたいと思いますが、ほかには。

○議員（13番 塚田 勝美君） 既に2回質問してるんですが、肝心の答弁が実は返ってきておりません。このエネルギーの1.8倍が給食費にはね返ってくるのかどうかという、これが一番肝心なところでございまして、この答弁をお願いしたいのと、もう一つだけ、やはり業者から出た資料をそのままこの議会の方に提出するというのが、本当に行政マンとしていかなものかなというふうに思います。そういうことだから答弁もできんということでございますので、議長の方からも一言このことは言っておいていただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） ということでありますが、質疑の管理を詳細に私がせんちゅうことを宣告してますので、それぞれ管理をいただいて、まだ答弁が返ってないとおっしゃるんですが、今言われたことに関して的確な答弁、これは委員長を介さずに議長の方からやります。

教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。今の、さきに御質問ございました給食費にはね返るのかどうかということにつきましては、これははね返るわけでございません。そのことを明確に申し上げておきたいと思っております。

それから資料の提出につきましては、十分に私どもの方で精査をして聞き取りをして出さない

けんものもあるというぐあいには思っております。そういう意味で若干の不十分さもあるのかなというぐあいには思っております。そういうところをしっかりと点検をして、今後こういうことのないようにきちっと説明ができるように、御理解いただくように精進してまいりたいというぐあいには思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですね。

11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） すいません、345ページで質問させていただきます。昨日、経済委員長の方にお問い合わせをしました。町営住宅の建設改良工事業なんですけど、この委託費の中に性能評価と化学物質検査というのが記載されております。38万4,300円ですが、化学物質調査の方はシックハウスの害があるかないかというような検査だそうなのでそれは納得できますが、性能評価、これはでき上がった後の品質確保だそうであります。設計図どおりに正しく材料等が使われているか、あるいはでき上がったものが機能的に十分マッチしてるか等含まれるというふうに思います。若干住宅の方へ行ってみました。新築された住宅で住んでおられる方はおおむね喜んでおられますが、しかしながら、中には使い勝手が悪いという方もございました。町の方にその旨伝えておりますが、何ら適当な対策をしてもらえないと、これは1期工事の分でありますのでもう既に相当たっております。2期工事の分はその意見を聞いて若干設計図の方が改良されていたというお話がございました。担当課といたしまして、素晴らしい住宅ができたのでありますから、その辺の住民の声というのをどういうふうに聞いて対応されておられるのか、またおられないのか、そういう点につきまして経済建設の委員長を介して執行部の方にお問い合わせしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

この案件といいますのは、台所の排気口が隣の家の勝手口に向かって吹いてると。これは2軒が1棟の住宅でありますので、その向きを変えるか、あるいは全く違ったところにつけるかしか対策はないと、その旨を言ってるけどなかなか対応してもらえないというお話でありました。2期工事の分は、その勝手口に向かわずに側面の壁に排気口がついておりました。それは確認してまいりましたので、そのような苦情が住民からあれば何らかの対応が私は打てるというふうに現場を見て感じましたので、その点どういうふうに考えておられるのか。当然担当課にもこの話は行ってるというふうに思ってますので、御答弁の方、委員長を介してよろしくお願ひいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 経済委員会所管の案件でございますので、議長を介して委員長にお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 審議をなさっておるだろうと思いますから、経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 亀尾です。先ほど秦議員から問いがありましたけども、品質管理についてはおおむねどういうことかについては、例えて言うと建設の材質がどうなのかとか、あるいはドアの開きぐあいは順調なのかという、そういう品質管理をやったということなんですけども、その住民が苦情が出てるということについては私は全く聞いておりませんので、委員会の中でもそのことについては原課の課長に問うたこともございませんので、議長を介して担当課の方から答弁をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長からのお願いでございましたので、担当課の方で御答弁をいただくようお願いをいたします。

建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。秦議員さんが先ほど御指摘いただきました換気口の向きでございますけども、確かにそういう現象が起きるということをお聞きしております、2期工事では対策をしております。1期工事について、まだ手直しがされてないという御指摘でございますが、私も指示はしておりますけども、そういう状態が続いているということでございましたら、直ちに再度指示をして対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 課長の答弁は直ちに対策を講じるということでしたので、そういうふうに理解してよろしいですか。委員長を介してもう一度課長に、確認の意味でよろしくお願いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 議長を介して経済委員長よりお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長です。先ほど秦議員から執行部の答弁があったのについての確認ですね、改良に向かうというか、確約というんですか、そのことができるのかという問いだと思いますので、議長を介して執行部の方へ答弁よろしくお願いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。構造的に全部を取りかえるというようなことはできませんけども、その向きですね、勝手口の方に行かないような構造に改良を加えたいということでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入る前に若干休憩をいたします。再開は、10時40分再開をいたします。休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 先ほど総務委員長に対しまして質疑をさせていただきましたが、その発言が不穏当な発言だということの指摘を受けましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。先ほど私が———という言い方が大変に不穏当な発言だということでございまして、これを訂正いたしまして差別のないようにという形で変更したいと思っております。お願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま赤井議員から、本職から指摘をいたしました部分についての発言取り消しの発言ございました。さよう取り計らいたいと思っております。ということでありますので、議場もさよう取り計らってよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） さよう取り計らいます。

そうしますと、これから64号に対する討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 議案64号、19年度南部町一般会計歳入歳出決算に反対をいたします。

理由は、まず1点は、地域振興区の補助金の出し方で、振興区に集落として加入しておられない集落に対して、振興区を通してでなければ交付金を支払わないという扱いは地方自治法に違反すると私は思います。住民を公平に取り扱うという立場でこのような扱いは認められないというのが第1点です。

それから2点目は、人権対策費の支出です。これは差別をなくしていくという立場からいけば一般施策に移行していくのが差別解消の道だと私は考えております。そのような立場から、この

人権対策費の支出は認められないというのが2点目です。

それから臨時保育士の賃金です。これは何度も取り上げておりますけれども、臨時保育士に限らず臨時職員の賃金のレベルが本当に年収200万円あたりの水準で、社会的に問題になっておりますワーキングプア、このような状況を公がつくっているという問題は放置できないのではないかと、このように考えます。

それから、高齢者のはり、きゅう、マッサージの補助が19年5月をもって廃止になりました。このことも、高齢者の活用されて喜ばれておった制度をやめてしまうというのは本当に施策の後退でありまして、これも指摘しておきます。

そして最後に、土地開発公社へのミトロキ残土処分場の支出ですけれども、このことについては私たち何度も言っておりますが、業者の言いなりで買い入れたと、これがこの事業の本質でありまして、私はこれに反対する立場から、この点も反対理由として上げて反対いたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 5番、青砥です。今、植田議員が語る言われましたが、決算につきましては非常に妥当性のある決算というふうに思われます。

まず、1億3,000万の黒字という部分があります。そういう中で非常にすっきりした予算を生まれ、執行に当たっては微々細々にわたって執行されたという跡が多分に見れます。今言われた反対部分は当然共産党の方々は言われるというふうに思うわけですが、実質そのほかに医療費助成、かなり進んだところまで南部町は行っております。そういう中で教育費、ひいては一般会計の中の皆さんのお給料とかいろいろなものが多岐にわたって妥当に執行され、これは当然賛成すべきというふうに思うわけですが、実際、南部町におきましては実質公債比率が17.2と資料をいただきましたけれども、しかしながら、この基金に反対とかいう言葉もありましたが、将来負担比率に関してはかなり高いものもあるというふうに思われます。基金についての反対はございませんでしたが、そういう部分、予算を執行し、なおかつ若干の黒字が出たということは、まさに健全経営に近い経営がなされてるというふうに思い、賛成すべきというふうに思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、議案第64号、一般会計の歳入歳出の認定について反対するものであります。

理由は、先ほど植田議員が反対討論の中で申し上げましたが、大筋についてはほとんど私も変わりません。強いて取り上げるとすれば固定資産税の還付のことですね、いわゆる定住促進のためにされたことなんですけども、いわゆる借家については、これは持ち主ということなんですけど、しかし、定住促進の考えからいいますと、当然税の部分も恐らく家賃の中に入れておられると思うんですよ。そういう中からいえば、やはり還付は、その定住促進に協力というんですか、ここに住まいした住民に返すのが妥当であるというのが、これが基本だと思います。

それから、私も地域振興区についてなんですけども、いわゆる区長制度をやめられて、そして会長、あるいは副会長、それに対する報酬というものを outsourced されていますが、私が計算したところではいいますと、これだけ財政が苦しいと言いつつ、この7つの会長、副会長に対する報酬、年間ですね、それと従前の区長報酬です。これについていいますと、はるかに会長、副会長の報酬が多い、このような状況であります。そして末端で集落の人とのいわゆる取りまとめだとか雇用、あるいは会をして、地域づくり計画だつてその集落の取りまとめやられるのはやはり区長さんというか、集落の長がやられるわけですから、そういう状況でありながらこのようなお金のやり方、これについては厳しく指摘したいと思います。

それからミトロキのリサイクルセンターなんですけども、これもお金がないないと言いつつ、駐車場、そして運動ですか、多目的公園ということでやるんだということなんですけども、本当に住民のためにやられるのであれば、私はああいう、ああいうと言やあ語弊があるかしらんですけども、奥地にするのではなく、里部に、例えば以前から教育関係で私何回も取り上げました、旧町時代から。小学校のグラウンドが水はけが悪い、そういうふうなことでありますから、そういうところにグラウンドの整備に使う、それが基本ではありませんか。そういうことからして、住民の声をやっぱり吸い上げていく、それに答えると、これが行政のやり方であるというぐあいに指摘したいと思います。

それから黒字が出ていること、私は黒字が出ていることは否定するものではありませんが、しかし、そのような黒字が出ていることで、いわゆる決算がよくやられたということに一概に言えないではなかろうかということも参考にして加えて、以上が理由であります。

○議長（森岡 幹雄君） 7番、石上君。

○議員（7番 石上 良夫君） 64号に関しまして、賛成の立場で討論をいたします。

一般会計歳入62億2,463万7,000円、歳出60億5,599万6,000円で、翌年度に繰り越す財源と差し引いた実質収支は1億6,810万4,000円の黒字であり、19年度財政調整基金、減債基金の積立額は6,821万2,000円、その他特定目的基金の平成

19年度積立額合計は1億9,132万8,000円であります。平成19年度末一般会計積立金合計は約16億4,000万円であります。性質別歳出を18年度と比較すると、人件費、公債費が増加、普通建設事業費、補助費が減少しており、特に公債費につきましては今後さらに増加し、22年がピークとなります。18年12月に出されました財政推計において20年度から非常に厳しい財政運営が予想されると言われておりましたが、職員の皆さんを中心とした本当に身を削る行政改革によりまして将来に向けて明るい展望が開けたことは、私は評価をしたいと思っております。

しかし、国の定めた財政健全化法によりまして健全化判断比率を超えますと、国のさまざまな制約を受け、通常の住民サービスにも影響が出ることも予想され、さらに厳しい行政改革、効率のよい行政施策を執行することが必要となってきます。財政が安定しているとき、また力のあるときに、私たちの子供や孫たちが安心して生活できる町づくりの基本をなす地域振興区を、住民、行政とともに私は発展させることが重要であると考えます。

また、先ほどの反対討論で、人権施策について認められないとの意見がありました。昨日もプラザにおきまして人権セミナーがありました。昨日の会は、犯罪被害者の方たちをどうして救うのかというテーマで多くの町民の皆さんが集まっておられました。さまざまな角度から研修が行われています。私は批判をする前に、一度研修に出られて参加をされて、いろんな話を聞くということも議員の務めだと思っております。どうかその辺も注意して、やっぱり明るい町づくりのために皆さん真剣になって考えていただきたいと思えます。

最後に、地域振興区についてさまざまな意見がありますが、本当に将来のことを考えると私は必要であると思っております。現に大山町もこれから施策を始めるという報道がありました。私たちの今の世代におきまして本当に真剣に考えて、将来南部町が延々と発展するように思いまして、この19年度決算の認定に賛成するものであります。

○議長（森岡 幹雄君） 討論ございませんね。

〔討論なし〕

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号、平成19年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第65号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第4、議案第65号、平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第65号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して、質疑ございませんか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この決算の施策成果説明書がありますけども、私は、5月でしたか、臨時会がありまして、そのときのいわゆる決算見込みというものが出ておりますので、ほぼこれでやられたというぐあいに思っておりますので、これに基づいて二、三お聞きしたいと思っておりますので、よろしく願います。

この報告書は、決算のあれは、南部町の国民健康保険税の運営協議会、いわゆる運協ですね、これの報告なんですけども、その中で関連するんですけども、私はいわゆる19年度の決算で黒字部分が約5,000万超えたんですけど、出ておりますね。それについてこういう中で繰り越すべきだという、こういう話がここのところで運協では出てるんですけども、しかし、その部分が約半分から満たない2,320万でしたか、それが繰り越しになってるわけなんですよ。そういう状況の中、今住民が非常に苦しんでいるんですけども、生活が緊迫してる中、少しでも負担を下げたいという願いをかなえてあげるのがと思うんですよ。運協でこのようなことが出たんですけども、しかし、これは全額ならなかったということについて、なぜそうなのかということとを改めてお聞きするわけです。

それと、細田議員の一般質問の中で……。

○議長（森岡 幹雄君） 質疑でなくて討論ですよ。今お聞きするってあんたおっしゃったから、だれにお尋ねするんですか。討論でしょ。

○議員（12番 亀尾 共三君） 討論じゃありませんよ、いや……。

○議長（森岡 幹雄君） 討論ですよ。

○議員（12番 亀尾 共三君） 全額といかなかったのはなぜですかということなんですよ。

○議長（森岡 幹雄君） いや、お聞きするってだれにお尋ねになるのかな、質疑じゃないのに。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長に。後で委員会でどうだったですかということをお願いしますから、総括で。まずそのことなんです。

それと、委員会の中でどういうぐあいになったかということなんですけども、細田議員の質問の中で、共産党が申し上げている1人1万円やれば、答弁の中ですよ、執行部の方では4年間で基金も底をつくということだったんですけど、それについての論拠についてどういうぐあいにされたのかということをお聞きするんです、委員長に。委員会でどういう討論がされたのかということなんですよ。私が聞きますのは、この運協の段階では3,163人が該当するということがあって、その中で国保に入ってる人が年度途中でふえたり減ったりするということなんですけども、今の現状の数字というものは委員会で幾らだったのかということも出されたと思うんですが、その点についてお聞きします。

○議長（森岡 幹雄君） 先ほど内容が討論的な内容だったんで、大変途中で議長が発言をとめるようなこととして申しわけございませんでした。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 民生常任委員会の委員会の審査内容を報告いたします。

先ほど議員が言われましたように、全国的に国保税が高く生活が困窮している現状で5,090万円の繰り越しが出る状態であるなら、さらなる引き下げも可能であることから本決算については反対であると、全額繰り越しをやめて繰り入れしなさいという意味だと思いますが、その反対に賛成意見としまして、単年度収支は1,173万4,000円の繰越金のほかに退職振りかえや特別調整交付金の国の算定誤りのための再確定が原因であり、特別な事情があったと。基本的に安定した基金の管理は今後も継続していくべきという委員会の中身でありまして、賛成多数により議案第65号を認定したということでございます。

それと、国保加入者等の20年の見込み数であります、国保被保険者数3,162名、後期の加入者全体が1,881人、国保から後期へ行かれた方が1,333人と聞いております。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長、基金が底をつくということについては委員会ではどうでしたか。

○議長（森岡 幹雄君） その部分は何遍も執行部からお答えが出ておる中身でありますけども、ちゃんとそれには委員長もそうだっちって言う……。

続けてください、民生常任委員長、続けてください。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 積立金が約1億8,000万あります。単純に計算しますと、4,000万ずつ繰り入れしますと4年で1億6,000万、そういう計算になりました。

て、民生常任委員会の委員におきましては基金は安定した基金を残しておくという話でありまして、基金が底をつくとかそういうことには委員会の話し合いの中に入っておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。委員会の中で委員長は話が出なかったと、議論にならなかったということなんですので、改めて議長を介して執行部にお尋ねしたいと思えます。よろしくをお願いします。

私がお聞きしたいのは、1万円1人下げたとしますと3,163人です。3,163万円が当年度の行くんですよ。私が言ったのはことしですよ、私が考えるのは、ことし余ったんだからそれを繰り越してやりなさいということをお申し述べたんですよ。毎年毎年それはやられれば結構ですけども、仮に毎年毎年やられるとすると、3,163万円が、1億8,000万ある中で果たしてこれが底をつくんでしょうか。そのことについて議長を通じて答弁をお願いしたいと思えます。よろしく。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 決算の数値でありますので不確定なことを言うわけにもなりませんので、議長を介して執行部の方から説明していただきたいと思えます。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長からの要請がございますので、数値についての説明を執行部の方から求めます。

健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。4,500万の考え方でございます。これは、考え方は20年度決定額からさらに1万円を下げた場合を想定をしたものでございます。まず、総事業費から収入を引いた必要額というものがございます。これは一人頭7万4,377円ということになります。そこに2,000万投入をいたします。それで本算定をしますが、その金額が6万2,986円ということで2,200円ほどの減額をしております。この2,000万ですけども、今回補正の方で上げておりますけども、2,646万5,000円になりますのでもう少し安くはなると思えます。さらに1万円を下げますと総額で4,500万必要になります。これを単純に1億8,100万で割りますと4年間で底をつくということにつながるものでございます。これは医療分だけでございますので、このほか退職分等に反映しますともう少し早い時期になるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 亀尾議員、これ決算で5,090万8,981円の実質収支が出ました

よという報告しかしてないんですよ。それの方が正しくはないの。これ決算でそれだけ残りましたという決算しか報告してないの。それを、皆さんがおっしゃってるのは使い道をどうするかっちゅうことで、何か違うような気が本職はするんですけどね。違いますか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そうでしょ。

進めます。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対の討論を許可いたします。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 委員長報告に反対でございます。

理由は、先ほどの健康福祉課長の答弁は、私は完全に間違っていると思います。といいますのは、1,000人の被保険者がいて、それを1万円引き下げる財源は1,000万以外に考えられないんですよ。これを税率で割り戻すと平均1万円の引き下げなんです。それ以外の計算式は間違っているんです。これは何ぼ言ってもわかってもらえないのでね、私はこれ……（発言する者あり）いやいや、これはね、私は絶対それ間違っていないと思います。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 討論続けてください。

○議員（1番 植田 均君） それで、そういうところから見ますと、この5,090万の繰り越しは十分に引き下げが可能な内容で……（発言する者あり）いいえ、決算認められないという理由を言っております。という立場で、5,090万の繰り越しを生み出すような決算をするというのは取り過ぎているということになるわけです。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 静粛に、討論中でありますので。

○議員（1番 植田 均君） という立場で、これは反対いたします。担当課長の説明は間違っているということを指摘して、反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。私は、この議案第65号に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから1万円云々の話が出ておりますが、これは決算の可決するか云々かの話でございま

す。5,090万の繰り越しを残す、そのような決算をされたいことはまことに努力されていると思います。この中におきましては審議会の、審議会といいますか、運営協議会の方といいますか、その方たちも次の年度に向けてのいろいろな御心配も含まれてこのような決算をなされたということで、私は評価すべきと思います。賛成の立場をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、議案第65号、国保の一般会計の歳入歳出の決算に反対するものであります。

もともとこの19年度の当初予算のときに、私どもはやはり今の生活の中の苦しさというものからいえば、当然負担を安くすべきだということも主張しました。結果が、入りと出入りで約5,000万のこういう余りが出てきたという状況なんですよ。もちろん今度、後期高齢者保険制度が始まったんで、当初の人数からいうと合わないかもしれませんが、しかし、これだけ余ったということは、それなりの最初から予算の面で考えておってやればこういうことにはならなかったと思うんですよ。そういう点から私は、住民の今の生活状況を反映した予算を組むべきだったのにこのような結果になったということで、当然決算にも反対するものであります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 議案65号の国民健康保険事業特別会計の決算認定でございますが、今るる反対意見がございましたが、19年度の税率は18年度でたしか変わってませんね。1,472万5,000円の18年度は赤字になっております。税率は変えておりません、19年度。なぜほんなら5,000万の黒字になったかというのは、これは皆さん、さっきも担当課が説明ありましたように本当にこれは特別なものが入ってきたと。これは一般から退職への振りかえを行うときの問題が起きて、その差額が2,800万と、国の算定誤りで特別調整交付金がここで720万も入っていると。また、特別事情分として特別調整交付金が700万そこで入って、合計4,300万特別に別に入ってきたんですよ。それでこのような決算になって、これをのければ、19年度も端的に言えば赤字路線に行くような感じでございます。だからこれ5,000万余ったから黒字になったからいいってもんじゃない。中身は大変に厳しい中身でございます。その5,000万、こういう特別なものが入ってきましたので、20年度のときにはそれを運協では全部基金に積み立てるという強い意見があったのも、この間の5月の臨時議会で申し述べたとおりでございます。けどもこれは、それでも高いという意見があるので半分でも崩していただきたいということでこのようになったんです。そういうのが実態でございます、本当に中身は国保会計は大変な状態ということをおっしゃっております。今回の黒字は大変特例の特例で、これが例

年続くものではございませんということを申し述べまして、この65号には賛成いたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第65号、平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第5 議案第66号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第5、議案第66号、平成19年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第66号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきものとしたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号、平成19年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第6 議案第67号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第6、議案第67号、平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第67号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきものとしたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1点だけ委員長にお聞きします。この住宅新築資金の貸し付けなんですけども、これは毎年なかなか思うように、返還金ですか、これが入らないということなんですけども、その主な理由についてはどのようにあいただろうかという、そういう委員会の中の議論についてお聞かせ願いたいので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 委員会の中の話ですけど、皆さん御存じのように本当に経済が疲弊して、また格差社会が生まれております。通常この資金の返還は年2回のいわばボーナス時期に支払うというのが最初の始まりでありましたが、大変不況になりましてボーナスも支給されない、給料も下がるというのが現実でありまして、中には年2回の返還をやめて毎月納めているという方もございまして、大変厳しい状態というのが現実であります。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 実はなかなかこれ国の施策なんで難しいと思うんですけども、これに対するいわゆる行政もあわせてなんですけども、対策というようなことは難しいかもしれん、具体的に何か案というか、そういうのが出たのなら披露願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） この67号は、いわゆる国の施策を町が行っているという施策でありまして、本来国が全部責任を持つものであります。方法としまして、支払われる意思のない方に関しましては司法の場にゆだねまして、何らかの結論を出して国に幾らかの補てんをしていただくという形でありまして、現実には裁判ということも起きているのが現実であります。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言許します。

1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 住宅資金貸付事業特別会計決算に反対です。

理由は、先ほどの質疑の中でも明らかになりましたけれども、この国の施策を町がやらされていると、町は被害者みたいなものですが、そういう立場にある町が今年度も250万の一般会計からの繰り入れをしているわけです。これは町が払うべき性質のお金ではないということから見れば、これを認定することはできないというのが明快な反対理由でありまして、本当に国に対策を求めて、この事業の一日も早い解決を強く求めて反対といたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3 番、杉谷君。

○議員（3 番 杉谷 早苗君） 3 番、杉谷です。議案第67号につきましては、私は賛成の立場で討論させていただきます。

この事業が難しいということは本当に反対される方もよくよく御存じで、無理難題を言っておられると思っております。先ほどから委員長も述べましたが、この分につきましてはお支払い方法も工夫し、それも毎月給料日には出向いてでも少しずつでもいただいてくる。そうしますと、そこからまた次に対する請求の期間というものもできてまいりますので、そのようにして本当に苦勞してなさっております。そこで、先ほど何か施策はないかっていうようなお話でございましたが、委員長も申し上げましたとおり国の責任を町がしているというようなことでありますので、司法の場においてそのことを解決していくように力をかしてもらいたい、そのようなときにまた国の方からも援助があるというふうに聞いておりますので、ぎりぎりまで努力しておられます。そういう立場でございます。そういうことでございますので、私は賛成といたします。

○議長（森岡 幹雄君） 12 番、亀尾君。

○議員（12 番 亀尾 共三君） 私どもがいつもこのことについて反対を申し上げるんですけども、決して無責任にほっておけということは、全くそういう気持ちはありません。先ほど反対の討論であったんですけども、国の施策によって進められた事業であります。いわば町に押しつけというか、そういう形の事業の今の段階だと思うんですよ。司法での手段というものはあると思うんですけど、しかし、今の生活実態、長い不況の中で皆さんが状況なんですよ。払いたくても

払えないという状況があると思うんですよ。そういう方に司法でやって仮に差し押さえで出ていけというようなことになった場合も、またこれも町が、それがこの手だてというんですか、やらなきゃいけないというふうな状況も起こり得ると思うんですよ。そういう中であればやはり今の生活実態について、減免ということは別として、減免、いわゆる負担を再度長くしてあげるとか、そういうふうなことを設けて、何とかこれの解決の方向に向かうということをやるときではなかろうかというぐあいに思うわけなんです。そういうことを理由に、国とあわせてですよ、国に強く要望しながらそういう手だてをやるときではなかろうかというぐあいに考えるわけです。そういうことを理由に反対するものであります。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 議案67号につきましては、今反対者が2人言われましたとおりでございます、本当になぜ町がというのがございます。町長もこの件に関しては国に再度いつも言って要望、要請しておる問題でございます、また今、悪徳に司法にゆだねると、それは司法にゆだねるのは最後の最後でございます、取れるところから少しずつ、払える範囲で担当課は努力しておられます。1,000円でもいい、2,000円でもいい、払えるときに払っていただきたい。そのように頑張ってこの回収事業に当たっております。制度自体は大変に問題がございますが、それについては町としても国に申し述べております。この制度、本当に苦しいものがございますが、借りたものは返さなきゃいけないというのが原則でございます。けども、今、委員長が報告ありましたように、大変厳しいこの世の中でございまして、格差というか、生活実態も大変なところがございます。その中でも少しずつ払っていただいで進展しているところでございまして、この件に関しては賛成いたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号、平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第68号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第7、議案第68号、平成19年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長。議案第68号、19年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 議案68号、平成19年度南部町簡易水道事業特別会計決算に反対をいたします。

理由は、簡易水道は2つの料金体系、旧西伯と会見の料金体系になっておりまして、この2つの体系の中の加入金の差も大変大きなものがありますし、それから水道の料金の差も大きなものがあります。これをかねてから低位均一化ということを求めていますし、加入金の引き下げを求めてまいりました。同じ意見ですが、それを理由にいたしまして反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 賛成者の発言を許可いたします。

10番、足立君。

○議員（10番 足立 喜義君） 10番、足立です。ただいま植田議員の反対理由の中に、料金の格差の問題がございます。確かに料金格差というのはありますが、これは合併以前からの引き継いだものでありますので、これを高い方に合わせればある程度利益も出るといいますか、よくなりますけど、もともと大きな格差がある中で低い方に合わせてということになりますと、今までの西伯部分の簡水が大きく下がっていく、上水よりまだ下がっていくというような格好になってまいります。そういったことでなかなか一朝一夕にはいきませんが、いずれにしても簡水と上水、料金が3本立てということでありまして、その辺一つ難点がありますが将来努力ということでありまして、現状ではいたし方がないということでありまして、そういうことを理由に賛成をするものであります。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号、平成19年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 8 議案第 6 9 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 8、議案第 6 9 号、平成 1 9 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長です。議案第 6 9 号、平成 1 9 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告をします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 議案第 6 9 号、平成 1 9 年度南部町農業集落排水事業特別会計…
…（サイレン吹鳴）

○議長（森岡 幹雄君） ちょっとサイレンだけ、とめてください。初めからやって。

1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 皆さんの応援を受けて頑張ります。議案第 6 9 号、南部町農業集落排水事業特別会計決算に反対いたします。

理由は、かねてから言っておりますが、加入金を 3 年で分割にした場合の 1 万円の差額、これが説明がつかないということでありまして、これを分割した場合の適正な料金に変えていくべきだというふうに主張してまいりました。このことが是正されないということで反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 8 番、井田君、賛成者の発言ですね。

○議員（8 番 井田 章雄君） 井田でございますが、植田議員は、毎度いつも言われることと
ございますが、何々があるから反対するということをおられますけども、今回の 6 9 号議案

というのは、主なものは一般管理費、それから維持管理費、公債費の問題について決算書が上程されております。ですからこのことについてどうであるかという、やはり言うべきじゃないでしょうか。前にも簡易水道のことは言われました。加入金とか言われましたけども、あの場合も結局内容を見ていただけないと私はいけんと思いますよ。簡易水道の場合は、あれは水の問題で諸木から終わっておりますけども、何かにつけてこれがあるから反対と、提出議案に対していかにどうかということ言うべきだと私は思います。したがって、私は今回のこの69号議案は、議案内容から見て、これは今までの維持管理とか一般管理費、また借金であります公債費について上程されてる決算書であります。したがって、私は認定すべきと考えております。以上であります。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第69号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第70号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第9、議案第70号、平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長です。議案第70号、平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 議案第70号に反対いたします。

理由は、先ほどの農業集落排水と同じでありますけれども、私が反対討論をいたしましたこと
に対しまして、井田議員がそれはおかしいというような討論がございましたので、私は、この特
別会計がいろんな要素を持っており、制度を設定しているそのあり方、決算の内容、その制
度のあり方については私は意見を言っているわけです。それで、その制度のあり方についてそれ
が妥当性を欠いているのではないかという立場から反対をしているのでありまして、これは正当
な反対理由になるわけです。なるわけですのでね、そのようなことに対しましていちゃもんをつ
ける方がおかしいと、このように私は言っておきたいと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、足立君。

○議員（10番 足立 喜義君） 反対理由がちょっとわかりませんので言い方がちょっとありま
せんが、実は制度が悪いということであれば、条例改正の方を検討された方がいいだないかと思
います。先ほどからこの水関係の水道から農集から、今の浄化槽ですね、農集もあわせていろいろ
制度のことばかりで余り内容がどうもないなと思っておりますけど、すべて条例に基づいて、
今話は出ませんでしたけど30万とか37万というものも出てまいりまして、この決算を言う前
に何とか条例改正の方に努力された方が私は妥当だないかと思っておりますので、その点申し上
げて賛成討論とします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第70号、平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第10 議案第71号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第10、議案第71号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会
計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長。議案第71号、平成19年度南部町
公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、経済常任委員会をもって審査の結果、

原案を認定すべきと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 71号、公共下水道事業特別会計決算、反対です。

理由は、先ほども言いましたけれども、3年分割払いの差額のことでありますが、先ほどの賛成者の討論でその条例を提案したらどうかという前向きな発言がありましたけれども、私たちが提案してもいいんですけれども、今の決算を認定しておられるこの議会の状況の中で私たちの提案が可決する見通しはないのではないかと、私はそのように情勢判断をしております。それで、そうであるならば、この今のあり方について、この決算の場で意見を言うのが当然ではないかということになると思うのであります。ですから、先ほど申しましたようにその点を反対理由にいたしまして、反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、足立君。

○議員（10番 足立 喜義君） 先ほどとほぼ同じではありますが、条例を出しても負けるので出さない。30万と31万出しても負けるのでという理由と何か結びつくような気がいたしますので、言っても負ける、ただ、そのもとが条例でありますので私は先ほど言ったわけでありましたが、条例に基づいて30万と31万というのがあるわけでありまして、その一番根幹をなすもとを何とか努力されない限りは、末端ばかり言われても、皆さんその条例に基づいて恐らく賛成で立たれると思いますので、出しても負けるなら今の言われたことも出しても負けますので言わない方がよかったですかなと思いますけど、以上、賛成討論といたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 1 議案第 7 2 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 1 1、議案第 7 2 号、平成 1 9 年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 7 2 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許したいと思いますが、ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 7 2 号、平成 1 9 年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 1 2 議案第 7 3 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 1 2、議案第 7 3 号、平成 1 9 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 7 3 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号、平成19年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第13 議案第74号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第13、議案第74号、平成19年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長。議案第74号、平成19年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対して質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第74号、平成19年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。（「議長、ちょっと休憩していただませんか」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってよ。討論するの。（発言する者あり）済んじゃったんだがな。（「いや、いいです。次の議案について」と呼ぶ者あり）次の議案なら済んでからやれや、休憩。

(発言する者あり) その必要を認めません。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森岡 幹雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

そこでやりないや。そこで言うだが。言わにゃ進むよ。(発言する者あり)

1番、植田君。

○議員(1番 植田 均君) ちょっと休憩をお願いしたいんですけど。

○議長(森岡 幹雄君) 休憩の理由がわからんのだけども……(発言する者あり) 特に休憩を求められて、ここで休憩してもいいかなと思ったりしとったんですが、それはそれとして、お昼が参りました。途中ではありますけれども、まだ議案残っておりますので、ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時、13時再開をしたいと思っておりますので、御参集賜るようお願いをして休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後 1時00分再開

○議長(森岡 幹雄君) 休憩前に引き続いて議事を進行いたします。

日程第14 議案第75号

○議長(森岡 幹雄君) 日程第14、議案第75号、平成19年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長(亀尾 共三君) 議案第75号、平成19年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定については、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(森岡 幹雄君) ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1番、植田君。

○議員(1番 植田 均君) 1点だけ、よろしく申し上げます。

この水道事業会計におきまして、滞納がかなりの金額たまっていると思っております、現下の経済情勢を反映して町民の皆さんの暮らしが大変厳しくなっていると思っておりますが、そういう

中で、この水道料金の水準を周辺の自治体の水準と比べて検討がされたのではないかと考えていますが、委員会でどのようにこのような状況を把握しておられますでしょうか、よろしく願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員会では、原課の課長から、ちなみに周辺の水道料金、他町村と比べてどうだろうかということで聞き取りしました。いろいろ料金立てが、何トンから何ぼとか、何トンから区切ってあるということがそれぞれ違うんですけども、20トン当たりの使用料ではどうかということでありました。ちょっと言いますと、江府では20トン当たりで1,575円、日南町が3,191円、西伯の上水が、南部町ですね、のあれが3,101円、それから伯耆町が2,100円、日野町が2,520円、米子が2,133円で、ほかのところ、これ以外のところは大体2,000円から2,500円ぐらいの範囲ではなかろうかということを経験受けました。委員会の中では、南部町の、主には上水は旧西伯分ですけども、高いなど、他町から比べるということで、料金については引き下げということもあるけれども、一般会計からの繰り入れのことを思えばというようなことで、高いということは、他町と比べれば高いが、これをどうするかという結論には至っておりませんでした。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。
委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 議案75号、水道事業会計決算について反対いたします。

理由は、先ほど質疑で明らかになりましたように、南部町の上水道会計の水道料金20トン当たりの比較ということで、近隣市町村との比較をしていただいたわけですが、日南町に次いで2番目に高いという現状ではないかと思えます。それで、いろんな水源の問題もあるとは思いますが、現状の町民の暮らしぶりから見れば引き下げていくというのが町の姿勢であるべきだという立場で引き下げを求めて反対をいたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 議案の第75号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

先ほど同僚議員さんの方から料金も2番目に高いと、高い方に該当するんだということで、町

民さんの暮らしも大変困窮もするし、料金等の引き下げについても考えるべきではないかということで、この決算について反対するということでしたが、我々経済常任委員会が慎重に審議しました中で、この水道事業会計の審査意見等もありますように、有収率につきましても平成18年度については82%が19年には84.2%と向上したということ、それから漏水等の不明水の解消にもこれから十分注意をして、これはもちろん聞き取りの中でございますが、町民の期待にこたえるような形で努力もしていきたいというように担当課長の方からも御答弁いただいております。それから、それらを総合的に判断しまして、本年度の未収金については前年度より、若干でございますが、減少もしております。そういうような形で、担当の職員等も努力もいただいておりますので、いろいろ御不満な点はあろうかと思いますが、今後大変なその生活のライフラインの問題でございますので、これからの努力により一層の期待をするということの中で、委員会の方では賛成をするということの結論を見たわけでございます。どうぞ皆さん、そういう背景等もしんしゃくいただきながら、ぜひ多くの議員さんに賛成をいただきたいと思います。以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号、平成19年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第15 議案第76号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第15、議案第76号、平成19年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第76号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この病院会計なんですけども、結果とすれば、帳簿の関係でいい

ますと赤字ではないということなんですけども、ただ、この経営状況について見ますと、18年度から19年度にかけては医業収益の部分でやっぱり落ちているということなんです。これは例えて言うと、理由があったのは、医師が不足というんですか、医師がやめられたとかそういうことで、その補てんが思うようにできないという面もあるし、それから科が以前から減ったこともある。例えて言いますと、婦人科の関係とかそういうことがあったということなんです。しかし、この状況が続くなればいずれはやっぱり経営に行き詰まるということになると思うんですよ。ただ、公立病院ですから、赤字になったからそれでもう閉鎖ということはあってはならないことだというぐあいには思います。そういう中で、この医業収入を確保するためには患者をふやさないといけないということが一番だと思うんですが、その点について、何か病院の方との聞き取りの中で深められた意見があれば、そういう深められた議論がありましたらお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 委員会の中では、やはり内科医が1人退職されたと、その影響が一番大きいだろうと、医師1人で1億2,000万から1億5,000万ぐらいの収益があると言われております。本町のみならず、これは全国的な傾向でありまして、新しい医師を求めるのは本当に切望する願いでありますけど、どこの自治体病院も同じであります。県、鳥大等にも医師の派遣を求めているところではあります。やはり民間の方が、自治体病院と比較しまして報酬が約100万円民間の方が高いと言われております。その面からも非常に厳しいと。今できることは、経営内容をまたいろいろ精査して中から改革していくと、それと今おられる医師を、労働環境等をいろいろ考えまして、よそに行かないように確保する。今それが一番大事なことだという説明がありました。新しい医師の確保につきましても3年から5年以内は無理だろうと、それ以降になるという説明で、その間、病院も職員、医師、一緒になって頑張っていくという決意でありましたので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。かいつまんだ質問になりますけども、先ほどの委員長からのお話であります。民間病院と比べると職員の待遇がやっぱり、給料の面だと思うんですけど、それがやっぱり向こうの方が有利だと、一応赴任されている医師についてはほかにかわられないようにしたいと、つまりこれもやっぱり待遇をよくするということだと思うんですよ。そうすることによってやはり患者の増をねらうということ、そういうぐあいにとらえていいでしょうかということをお聞きしたいんですが、どうでしょう。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 今言いましたのは医師の報酬を比較して言ったわけでありまして、実際に経営指標にかかわる全国平均値の状況では逆な面がありまして、職員の給与対医療収益の比率で西伯病院は高い数値が出ております。だからちょっと矛盾した面もありますけど、いかにせよ地域を守る病院でありますので、さらなる努力をしていただいて、みんなが安心して通える病院にしていくということをお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 第76号、病院事業会計決算について反対いたします。

病院事業は本当に、説明を受けまして、努力をされているという実態は大変評価できるのではないかと私も見て思いました。それで、問題は、先ほども議論になりました医師の補充の問題と、それから国が示しております経営を改善していく指導があって、その中で今、日本経営でしたかね、そういうコンサルタントに今の病院の事業を経営診断していただいて、それをどのように改善していくのかということの方向づけを聞いてきたんですけれども、その中で、まだ確定的なことではないと思うんですけれども、内部の職員の勤務評価を病院でもやっていくというような方向がちょっと出されたと思っています。その点で、医師の待遇の問題と、それから病院で働かれる労働者の皆さんのここでの内部の矛盾が起きるのではないかと私は心配もしています。その点は今後の問題になりますけれども、私が今、病院の問題で一番問題だと思っているのは、国の医療費抑制の方向に対してどういう態度をとるのかという、ここに病院経営も非常に深くかかわっているということです。それで、町長はかねてより、後期高齢者にしても、医療費を抑制していくという立場で国に協力していくというような方向だと私は思っていますけれども、それを事業管理者も同じ立場でこられていると思います。そういう中で病院経営は本当に困難なことになっていく。私は本当に国の医療費を抑制していく方向に自治体を挙げて、病院を挙げて改善を求めていくということがなければ病院経営に大変困難をもたらすだろうと、そのように思っておりますので、そういうことをぜひ町長にも管理者にも立場を変えていただきたい、そのように主張いたしますして反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。議案第76号に対しまして賛成の立場で討論いたします。

この病院経営につきましては、非常に困難なところをよく努力されております。今回も見かけは赤字でございますけれども、実質では3,851万の黒字となっております。これにつきましては、減価償却費などの実質的なお金の動きというものを勘案されていないところで、一般の方たちに対しましてはそういうものかなというふうにお思いになりますでしょうか、これはそういうルールになっておりますので、黒字の計上ということでよかったと思っております。前年度よりも黒字額が少なくなったという点につきましては、薬剤費につきましてはの会計年度の統一されるというようなこともありましたし、そういうようなことと、医師が1名少なくなりました。それと小児科が今ちょっとお休みされている。そういうような状況がありますけれども、経営いたしましては、本来自治体病院が、使ってもいいという言い方はおかしいでしょうかね、そういうようなことが許される範囲内といいますか、そういう基準というのがあるようでして、これは委員会の中で示された部分でございますが、この実質繰出額の金額、それよりももっと7,500万近く多く、本来ならばこれだけは国の方として認めてもいいよという数字があるところを、そのこのところもそういうこともされずに、まして一時借入金もなさらずに、そういうところで頑張っておられます。

それと、先ほどから植田議員がおっしゃいますけれども、国としてやり方が間違っている、今それを議論するのはまた別の場所で議論するべきでありまして、今回の決算につきましては、町から病院の繰出金、こういうお金はトンネルでそのまま入っております。一般財源からは一銭も入っておりません。そういう意味で、本当に健全にされております。入院患者さんにつきましては大体90何%、ほとんど満床状態で推移しておりますし、外来患者さんにつきましては、これは今、医師が若干少なくなっておりますので、これ以上、来ていただきたいのはありがたいことですが、また医師の過重労働になりまして、これもまた先生方に対しましての保障という面においてちょっと難しい面もあろうかと思えます。そういう中で、南部町の自治体病院におきましては、よくコンビニ診療といって都会で問題になっております、そういうような夜間にただすいているからというような、そういう利用をして病院がだめになっていく、そういうようなことも控えられておって、本当にそういうことでは先生を大事にしておられると思っております。

それともう1点、先ほど待遇面のみをおっしゃったんですが、ここの西伯病院にいらっしゃる

先生方は使命感もしっかりと持っていらっしゃるって、ここの地域の安心のために鋭意努力されております。そういう意味におきまして、私は賛成といたしたいと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第76号、平成19年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第16 議案第77号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第16、議案第77号、平成19年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第77号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を認定すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号、平成19年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することが可決されました。

日程第17 議案第78号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第17、議案第78号、南部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。議案第78号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第78号、南部町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することが可決されました。

日程第18 議案第79号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第18、議案第79号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については、総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。議案第79号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対して質疑を行います。質疑はございませんか。

6 番、細田君。

○議員（6 番 細田 元教君） 2 点ほどお聞きいたします。

10 ページでございますが、10 ページの工事請負費の喫煙室の設置工事の66万5,000 円に関してでございますが、最初の当初の説明には一応聞きましたけども、この世の中の趨勢、流れによって、だんだんとたばこを吸う人は肩身が狭いように今なっておりますけども、あえてこれをここに設置するという大義名分というか大きな目的があるかと思っておりますけども、そのことと、たばこ税というのは町内で消費して町内に還付されると思っておりますけども、19 年度では本町にはたばこの税金はいかほど入ってきておられるのかお聞き取りがありましたならば教えていただきたい。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。10 ページの喫煙室設置工事の目的ということでお尋ねでございますが、これにつきましては、細田議員の御質問の冒頭に言われた時代の趨勢とか、そういう話も委員会の中でかなりたくさん出されました。全面禁煙にしてもいいのではないかという意見もございましたが、まだ現状、喫煙自体を禁止されている状況ではございません。そして、現在の状況が玄関とか通用口、ベランダ、そういったところに喫煙所が設けられており、喫煙をしているわけですが、受動喫煙といいますか、副流煙を吸うといったようなことが起こっているのも現状でございます。健康増進法の規定の中にこの受動喫煙の防止の義務づけというのがあるようでして、きちんとした分煙を実施するためにも、たばこを吸う人と吸わない人が接近をする、そういったケースを避けるといった意味で喫煙所をきちんと設けるということは必要ではなかろうかという結論に至っております。

それと、たばこ税ですが、決算書の1 ページ、2 ページの町税の町たばこ税というところで、収入済み額で5,007万1,399 円が計上されております。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

○議員（6 番 細田 元教君） はい。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

13 番、塚田君。

○議員（13 番 塚田 勝美君） 私もこの問題で質疑をしたいと思うんですが、実は私も総務常任委員会でございまして、その中で議論をしてみたいと思っております。私は、議案の説明というか質疑の折に、町長の方からこの問題の質疑に対して、先ほどお話ございましたように、本町でも19 年度、5,000 万からのたばこ税が入っておりまして、そのたばこ税を納めていらっしゃる業者の方

からの要請もあったというようなことを町長がおっしゃったわけでして、そのことについて、我が委員会に町長がおいでになりませんでしたので、委員長を介して町長に御答弁をいただきたいと思ひます。

私はそのとき、質問したときに、資料を持ち合わせておりませんでしたので、深く質問をすることができなかつたわけですが、確かに本町にも5,000万からのたばこ税の税収が入つてまゐります。しかし片やたばこを吸うことによって健康を害する、禁煙による医療費の増加額というものは一体どれほどなんだろうかなという疑問がございまして、インターネットで調べてみました。厚生労働省が発表している数字がございまして、喫煙と健康問題に関する調査会というのが厚生労働省のもとに置かれておりまして、これは若干古いんですが、平成13年にこの報告書が報告されておりました、その中で、増加額については4種類の試算が紹介をされているということで、非常に幅の広い試算になっております。1つは、一番最小のものが年間で2,565億円、最大のもので3兆2,000億円というふうになっております。それで、非常に単純に計算をしてみます。最小の方で、2,565億円割る我が国の人口1億2,770万人、そういったしますと、2,008.6円という数字が出てまいりまして、これに本町の1万2,000人を掛けますと2,400万円程度が最小の数字であります。では最大はどうかと、同じように掛けてまいりますと、本町の人口を掛けますと、3億円強ですよ、これ最大です。中をとつたような形で1兆円被害があったとすると、これは9,397億円、本町で医療費の増加額が見込めるといふような、非常にざつとした数字ではありますけど、5,000万より多い数字が出るんではないかなというふうに思ふわけでありまして、私は、そのことから見ても、今や禁煙条例でも制定しようかというふうな自治体もふえてきている中であつて、自治体が喫煙を助長するといふか、そのような施策が本当に正しいのかなと。

それともう一つは、当初予算でなくて、この補正予算で突如として出てきたということに対して、やはりもう少し議論を交わしながら、場所についても再考する必要があるのではないかなというふうに私思ふわけですが、再度委員長を通して、また議長を通して町長の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。委員会でも塚田議員から同様のお話、ただ具体的な金額のことについてとかは出ておりませんでしたので、この場でもう一度確認をしたいということでございまして。議長を介して執行部よりお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長から要望がございまして、お答えいただけますか。よろしいで

すか。

お答えいただけるようでありますので、お答えをいただきます。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。今補正予算に喫煙箇所というものの工事費を提案いたしました。これについていろいろな御議論があることは重々承知しております。まず背景からもう一度整理させていただきます。鳥取県の中では今、公共施設は、先ほど委員長が言われましたように15年から公共施設は禁煙化、いわゆる分煙化をまず進め、将来的には禁煙、そしてことしの4月から全高校が敷地内の禁煙ということに踏み切っている背景がございます。これはまず子供たちに喫煙習慣の恐ろしさ等も教えながら、現在年間5万5,000人と言われていて肺がんの死亡者の減少というものに対して前向きに取り組んでいこうというものでございます。

南部町の実態でございますが、この庁舎は現在、分煙をしております。この議会がございまして3階はベランダ等を使っておりますし、それから2階もベランダ、1階は出入り口等で職員や、一般のお客様はたまにですけども、分煙ということをしております。しかし、この方針はどうしても施設内禁煙をぜひ進めるべきだという、先ほど申しましたように、大きな趨勢がございます。しかし禁煙ということになりますと、庁舎内の禁煙の施設というのは、その施設の外にそういうものを設ける、または一部言いますように外で青空の下で吸うということもあるかもしれませんが、副流煙の影響というもの、それからその環境というんですか、見た目というんですか、それが本当にいいのかどうか、いろいろな批判等もあります。これまで南部町は鳥取県の進めています喫煙施設のステッカー、玄関口に張っておりますけども、分煙ステッカーが張ってありますけども、県西部では一、二の順番でそれを申し込みました。ぜひこの機会に、もう一步進めまして、施設内を完全禁煙にしたいという取り組みでございまして。ぜひ健康の被害だとか、それから副流煙による役場庁舎を訪れられますいろいろな多様な方がございます。妊産婦の方もおられますし、もちろん職員も、それから議員の皆さんもそうですけども、禁煙をまず進めるという、その一つのステップとして庁舎内を禁煙ということにしたいという思いがございまして。保健所当局の強い勧めもありますし、ぜひこの機会に取り組みたいと思いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、質問のときにお答えしたと思いますけども、たばこの販売組合だったと思います。そういうところからひとつ喫煙者のためのきちんとした対策、いわゆる

喫煙室ですね、そういうものを設けていただきたいという要請を受けております。それから、お客様モニターという制度を町の方では行っております。そのモニターの方から、職員が通用門のあたりで仕事もなくごろごろしている姿というのが余りモニターの方から見ればいい姿ではないと、よく映らんということで、そういう喫煙室でも設けて時間を限ってそこで喫煙をしていただくというようなことをやっていただければ町民の皆さんからの苦情も少ないのではないかと、こういう御提案を何度もいただいておりますというようにもございました。私は思いますのに、塚田議員がおっしゃるように、確かに健康被害ははっきりしておりますから、やめていただくのが一番いいわけです。そういうことなんですけれども、麻薬と違ってこういうことを法律で完全にとめるということでもないと思いますし、煙を愛される人は決してなくなるというように思います。なくなるなら、そういうブレーキは一方でかけながら、そういう人の対策もとるのがあるべき姿ではないかなというように思っております、非常に悩ましいところなんですけれども、健康増進法の関係もありますし、このような予算をつけさせていただいたわけでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） わかりました。よくわかりましたが、もう1点だけお聞きしたいと思います。これは、先ほど町長もおっしゃいましたように、たばこ組合の方からの要請があったということでございます。じゃあ片や、先ほど申しましたように、医療費の抑制ということになれば、西伯病院の方としてそういうのはやめた方がいいじゃないかというようなお申し出をされるおつもりがあるのかないのかのみ委員長を通して、また議長を介しまして病院管理者の方からお答えいただければ。よろしく願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。ただいまの質問について、議長を介して執行部よりお答えをいただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長からの要請がございました。今お尋ねになりましたことについて、コメントがございましたら病院サイドからお答えをいただきたいというふうに思います。なかったらよろしいですよ。

協議のための休憩を持ちましょうか。協議のための休憩とろうか。よろしいですか。（発言する者あり）

病院事業管理者、三鴨君。

○病院事業管理者（三鴨 英輔君） この件については、病院の方からどうこう言える案件ではな

いのではないかなと。ただ病院といたしましては、外の方できちんとそういう禁煙コーナーをつくって患者さん等に迷惑がかからないように、外から見えないような格好で対処はしております。
(発言する者あり)

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） ちょっと総務委員長を介してお尋ねしたいんですけども、執行部の方へ、この66万5,000円というのは法勝寺庁舎に係る費用ではないかというふうに思いますけども、いわば町にあります公共施設についてはどのような対応をされるのか。それともう1点、国会の方でも何かたばこの1箱当たりを1,000円にしたら、国の方では税収の方をもくろんでおるんですけども、1,000円にすればかなりの人が1,000円ならたばこやめたわいというようなことも向こうの方には見えてきそうな状況であります。今ここでそういう公共施設に投資することが将来的に、行政が財政の儉約といいますか、そういうことをしていく中で、本当に今までそのたばこのことに関して言いますと、喫煙テーブル、40何万するのを何か20万円ぐらいで旧会見のときにも3台か何台か買って、そのものは数年すればもうスクラップというか、逆に金払って引き取ってもらわないけんような状況になった経緯があるわけです。そういうことも含めて、この公共施設の中でどのような今後対策をするのか、それとも例えば1,000円になって上がっていけばもうちょっとこの点について、補正予算として認めるにしてももう少し検討を重ねられるべきではないかというふうに思いますが、委員長、議長を介してよろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。ただいまの宇田川議員のお尋ね、委員会でもそのあたりを聞き取りをしておりますので、委員会で聞き取った部分、検討した部分をつけ加えさせていただきます。

公共施設ということで、すべての施設というわけではございませんが、天満庁舎の方はちょうど喫煙コーナーに流用可能な施設があるということで、今回、法勝寺庁舎のみのこの設置工事の費用の計上になってるということでございました。そして、先ほどから同じような話が出ておりますが、喫煙者を守るというよりも、どちらかという喫煙をされない方を守るためのこの費用の計上ということですので、すぐにでも非喫煙者の方の健康を守っていくためには、これは補正の予算を組んで取り組むことも必要ではないかという意見でございましたので、そのこのところをつけ加えまして、残りの部分につきましては、議長を介して執行部よりお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長から要請がございましたので、その部分についてお答えをいただ

きたいと思います。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。将来の計画はどうかということでございます。現在、庁舎は分煙ということでございまして、これに対して禁煙施設という認定を保健所に聞きたいというぐあいに思っております。それから体育関係の施設につきましても、これは禁煙施設ということで現在、教育委員会の方が何件かの施設を申請済みでございます。保健所に私も聞いてみましたところ、学校関係は敷地内禁煙、それから保育園は禁煙施設という登録がしてあるということでございました。鳥取県が進めてます方針の方では、医療関係の施設につきましても禁煙施設、それから学校関係につきましても2012年を目標に敷地内完全禁煙ということを計画しているようでございます。流れとしましては、施設禁煙という方向だということ保健所の担当の方からも聞いております。ぜひその辺の御理解いただきたいと思います。また、経費につきましても、今後保健所の方とどういう格好であれば禁煙が可能なのか、ばい煙が影響を与えないのか等も協議ののってやるということをお願いしておりますので、できるだけ経費をかけないような合理的なやり方を考えたいと思いますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 総務常任委員長にお願いしたいと思いますが、補正予算書のページ数は11ページにございます。2、総務費の選挙費のところでございますが、町長・町議会選挙でことし10月の19日には新たに第2回目の町議会と町長選挙が開催されるわけでございますが、それについて、この補正予算の方には消耗品費と印刷製本費という形でトータルとして16万6,000円が計上してあるわけでございますが、この中では記入がないわけでございますけど、本来、このたびの選挙につきましても、当然投票に関しましては、それぞれ民主的な町政をするためには原則的に公正な選挙を行わなければならないと思います。そういう意味で、前回の選挙につきましても西伯町側の、たしか私の記憶の中にありますのは、期日前投票所という形で西伯プラザの方に設置されたやに思っております。それで、私が平成17年の3月の議会の一般質問の中に、この期日前投票について公平性を期するためにもぜひとも会見町の方にも設置してほしいんだということを要望いたしまして質問したことがございますが、そのときの総務課長さんの答弁の中には善処しますというやに御答弁いただいたはずでございます。その辺を含めて、

どういう形で委員会の方では協議なさって、どういう結論が出たのかということをご教
えていただけませんか。もしわからなかったら執行部の方に振っていただきたいと思います。願
いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。今回は補正予算の中身の審査で
ございますので、この町長・町議会議員選挙費、消耗品費7万6,000円、印刷製本費9万円、
合計の16万6,000円ということしか委員会では審査をしておりません。ですので、ただ
いまの赤井議員からの御質問について、議長を介しまして執行部より御返答いただけるものがござ
いましたらお願いをしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。議員から御質問の期日前投票のことにつ
きましては、合併後、何回か御質問もいただきました。選挙管理委員会の中でも御議論いた
しております。最終的には、一番安全を確保しなくてははいけません。期日前投票は毎日
が選挙でございます。1票の間違いもあってはいけませんので、そのためには、ぜひ
この1カ所で住民の皆さんの御理解をいただくのが一番確実で、かつ安全で公正な選
挙に結びつくだらうということが議論になっております。また、今回は総選挙が同じく
重なります。1週間の間、期日前投票が重なるというようなことがございます。これ
までの場所の中でもとても対応できないというようなこともあるかもしれません。こう
いうことを考えますと、やはり数カ所、2カ所になった場合は非常に混乱しますし、
大規模な人員、職員、それから皆様の御協力をいただかなくちゃいけないことを
考えますと、1カ所でぜひ御理解いただきたいというのが現在までの議論でございま
す。よろしくお願いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） いろんな事情の中で1カ所の投票所というのはそれなりに理解が
できるということはわかりますが、ただ旧前が現実的に西伯町のプラザであったということ
で、会見町から見た場合には大変公平性を欠く期日前投票所のあり方でないかというぐ
あいには私、疑問を呈して以前にも質問もしたわけですが、委員長さんを通して願
いしたいと思いますが、実際にもし1カ所でなくてならないというならば、あ
えて西伯町側に設置しなくても、公平性ということを目指すならば今度は
会見町の方に期日前投票所を設置していただいても何ら問題ないと思
いますが、その辺の根拠というものはどういう形で西伯町でなくてはならないのか
というのを十分な説明をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 一般会計の補正の中身とはかなり外れてきているのではないかなという気は委員長としてはしますんですが、お尋ねでございますので、議長を介しまして執行部よりお願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長のおっしゃるとおりの部分がありますけれども、また先ほどの執行部の方からもお答えがあったとおり、4年前からこの話は続いておりまして、久方ぶりに出たこの話でありますけれども、再度求められておりますし、選挙の執行が1カ月後という直前でありますので、その辺の考え方をきちんと議場を通じて住民の皆さん方にも知っておいていただく必要があらうかと思っておりますので、執行部の方からコメントをちょうだいしたいというふうに思います。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。場所の問題につきましても、この4年間で議論したことがございます。ただ、その中でも、では1回1回その場所を変えた場合の住民の皆さんの混乱を考えれば、プラザ西伯でここまで通して一定の皆さんの御理解もいただいていたんではないかということで、場所は変えない方がいいという結論に至っております。今後の選挙につきましてもわかりませんが、今選挙までの中ではそういう議論があったということをお報告いたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） 答弁がありましたけれども、過去の答弁の中に、そのためじゃないけれども事実上、巡回バスも1日に数回あって、十分その機能が果たせるだろうと、こういう答弁があったことを思い起こしておいていただきたいというふうに思います。進みます。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 議案第79号、南部町一般会計補正予算ですけれども、反対をいたしますが、その理由は、当初決算でも申しあげましたけれども、臨時保育士の賃金というところでの水準、ワーキングプアに当たるような賃金水準であるということが反対理由です。

それで、先ほどの期日前投票のことにつきまして私も、この議案に対する反対理由ではありませんけれども、補正ですので、ですけれども、一言言っておきたいと思っております。私は前回の選挙

のときに、三鴨職務代行でしたかね、職務代行者に申し入れをした経緯がありまして、そのときに期日前投票というのは投票率を上げていく、政治に参加していただくという立場から考えて、住民に本当に近いところにあるべきだということで申し入れたところ、その旨を検討させていただこうということで前向きな検討が約束されたと思っておりました。で、検討されました結果が従前どおりということですので、私はやっぱり選挙を多くの住民の皆さんの参加で公正に民主的に行っていく、その選挙権行使の機会を広げていくということを考えたときに、やはり天満庁舎にも設置していただきたい、これは要望になりますけれども、そういう意見をつけ加えて反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 5番、青砥です。一般会計補正につきましては、保育士の賃金において、ワーキングプアということですが、臨時につきましては一応条例上の制約もありますし、すべてそれに集約しております。それとは別にいろいろな賃金もございますし、また鳥取県の次世代鳥取梨産地育成補助金とかいろいろな補助事業の部分も690万というような大きな金額がございます。こういうものもすべてだめになるということではたまったものではございません。一応そういう大事な予算もありますので、当然賛成すべしということでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。反対討論ですね。

○議員（4番 赤井 廣昇君） このたびの補正予算、議案の第79号について、反対の立場で討論いたします。

今、まず最初に喫煙場所の設置についてのごですが、いろいろ議員の質問、あるいは執行部の答弁なんかを伺っておりまして、町長あるいは総務課長との若干の答弁に開きがあるように思いました。といいますのが、考え方のことを言われたと思うんですが、それにしましても、本来は町民さんの全体の事柄で考えなきゃならないのに職員をむしろ中心にしたための分煙場所を設けるといような説明では、とてもこの66万5,000円を容認するようなものじゃございません。

それから、先ほども同僚議員さんの方からも意見も出ておりましたが、もともとこの禁煙についてはいろんな社会趨勢の中、あるいは国際的にももう禁煙に行く方向にあるわけでございます。それが本当の一部の職員さんないしは町民さんが庁舎にお越しになるからそのために、あるいは健康増進法の25条にある健康維持のためには分煙が必要だというような形でこういう設備が必

要だということにはとても整合性はありません。私、ここに手元に資料を持っておりますが、本当にインターネットなんかの情報から見ましても、数十枚にわたってこの受動喫煙の被害関係について出ているわけでございます。ちょっと参考に一部だけ読み上げてみたいと思います。

町政モニター等意見で喫煙所が職員、住民のための設置の必要と判断したと説明されておりますが、たばこの害等についてはいろいろ論議されております。原則的にたばこ喫煙については医学的にも百害あっても一利なしと言われております。また、受動喫煙、室内またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることをいう、というのが受動喫煙だそうでございますが、そういうこと、被害問題、国際的にも社会の趨勢を見ても今や喫煙者の周囲の人が自分の意思とは無関係に間接喫煙、付随喫煙、不本意喫煙により他人に迷惑をかけるということである。また、国際的な受動喫煙防止意識の高まりはたばこ規制枠組み条約として形になり、日本においても健康増進法などで具体化されつつある。また、受動喫煙被害に関する裁判も行われている。そうした背景等を勘案し、財政難等から見てもむだなものは極力排除することは言うに及ばないところであります。さらに、財政難で住民サービス低下等々の現状から見ても、当町から見て不可欠な施設とは言えない。むしろ町民の目線で見れば、町長は何を考慮しておられるのかといぶかしく見られる方がほとんどであると考えます。この補正予算を全体の町民の福祉に充てるなら大歓迎もできます。ぜひとも福祉の増進に充ててほしいと思います。また、町民も納得されると考えられます。受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、それから頭痛の症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等、生理学的反応等に関する治験が示されるとともに、慢性影響として肺がんや循環器疾病等のリスクの情報を示す疫学的研究があり、IARC国際がん研究機関は証拠の強さによる発がん性分類において、たばこをグループ1の最も強い分類とし、条約や法令により受動喫煙の防止を求められている。

以上のことから考えてみまして、私はこの補正予算には反対するものでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 10番、足立君。

○議員（10番 足立 喜義君） 今たばこの被害のことを随分申されましたが、その被害を食い止めるためにもぜひとも喫煙場所を設けるべきだというぐあいに私は考えております。そのこと自体がおくれているのかというと、必ずしも私はおくれたやり方ではない、かなり進んだ方法であろうかと思っております。当然今までの場所では、先ほども話が出たように、見た目が悪い、だれが見ても。雨降りはたばこ吸われる方も非常に、多少雨にぬれながらということもありますので、やっぱりどこ行っても喫煙室などがあります、大きな会社へ行きますと。役所の施設は南部町では一番大きな施設であります。そういったところに喫煙場所がないというのはどうも不自然で

あります。そういったことで、この同僚議員の中にもおられますけど、確かにたばこ吸ってはいけんと注意を受けながらも毎日吸っておられます。なかなかやめられんのが現状でありますので、健康被害があってもなおかつ吸っておられる方がかなりの数あります。これはもう自分のことでありますので、その人その人が注意される以外の何物でもないということでもあります。

それから、先ほど来出ておりました今の投票所の関係でありますけど、確かに今は町が一つになって、会見町だとか西伯町だとかという垣根は取ってみますと、一応距離的にも中央で1カ所というのが一番ベターではないかなと思います。大木屋の方から見ても恐らく会見庁舎の方行きますと一番端の方になってまいりますし、かなりの距離があります。人口にしても、どっちかという割合が2分の1だというようなことで、やはり1カ所であればプラザ西伯の方が適当であろうというぐあいに思いますので、そういった意味からこの補正に賛成するものであります。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第80号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第19、議案第80号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第80号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定より報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほどの決算のときにもいろいろ触れましたけれども、またこのときにいろいろ、それは決算と違うぞというようなこともあったりして、再度の質問になるかもしれないけれども、委員長にお聞きしますので、よろしくをお願いします。

まず、繰越金が決算の段階では五千飛び幾らかだったですね。5,000万から上出たんですけども、その中で……。繰り越しじゃない、黒字部分がですね、その中で繰り越しが全額が回っ

てないわけですね。執行部の方の説明では、その分の残余の分については基金に積み立てるということだったんですけども、いつも基金が積み立てたいというのはこの予算書というかこういうのに出てこんわけですけども、それが基金に積み立てられたのはいつなのかということをもとに委員長にお聞きしますので、どうだったのでしょうかということ、その日にちですね。

それから、もう一つなんですけども、決算のときにも委員長さんが報告なされたのは、保険者が人数が3,163人で、私がこれでいきますと、これをそっくり、この人数に対して黒字の部分そっくりいったら引き下げですね、1人当たりが前年度と比べて引き下げになるということなんですけども、そのことについて、1万円を下げたら、執行部の説明では、基金が底をつくということの答弁だったんですよ。私は、年度年度でやってくれという、1万円を下げるというんでなしに、今年度余った分だけでも繰り越せばどうかということなんですけども、それについて執行部の方では底をつくということをおっしゃったんですけど、果たしてどういうとらえ方をされているのか、もう一度再度委員長にお聞きしますので、できれば議長を通じて執行部に答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 2点の質問でありましたが、数値のこともありますので、議長を介して執行部の方から説明いただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長からの要望でございます。答弁をいただきます。

健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。今回、19年度は実質5,090万ほど出ております。繰越金を差し引きますと3,900万が単年度収支というふうにとらえております。これは先ほど来ありましたように、3点ほどございました、そういう内容が積み重なった特別な事情のものでございます。細田議員の方のお話の中にもありましたけども、平成17年には基金を2,000万取り崩しておりましたが、まだ28万、約30万ほどの赤でございます。実質は2,030万ほどの赤になっております。それから18年度は1,473万ほどになっております。このような情勢の中、やはり基金を積みながら運営を図りたいというのが1点でございますし、そればかりではなく、やはり20年度の保険税を検討するに当たりまして、やはり前年の部分から比較検討もしてまいりました。その結果、約2,300万ほどですけども、繰り越しをいたしまして、2,220円ほどだったと思いますけども、19年比較で安くしております。そういったものを状況を見ながら基金の方にも積みながら、健全な運営を図りたいというふうに考えております。

○議員（12番 亀尾 共三君） 基金はどうなってるんですかということなんですけど。

○議長（森岡 幹雄君） 基金の種類は決算書で出とったと違う。積み立ての時期、答えてるの。

（発言する者あり）続けて教えてください。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 基金でございますけども、これはこれから積み立てる予定でございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度委員長にお尋ねします。委員長がなかなか答えられない点がありましたら執行部の方へお願いしたいと思いますが、17年あるいは18年の事情を先ほど執行部の方から聞いたんですけども、私は基金をゼロにしろなんて、そんなむちゃなことは言っていないんですよ。少なくとも5,090万ですか、余ったんだから、今年度それだけでも入れたらどうなのですかと言うんですけど、何かそれを入れるともう特別な事情があって1億8,000万あるんですけども、何かこの20年度内に突発的なことが起こるということで送られないのか、私は年度ごとにずっとやれと言ってることだないんですけども、そういうぐあいに今年度だけでもやるべきだと思うんですが、その理由が私ははっきりしないんですよ。そのためにもう一度委員長、お聞きするんですが、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 委員会の中でもいろいろ発言された中身であります、何回も言っておりますけど、5,090万繰り越しが出了ことは、いろんな特別な事情があったと、先ほどから何回も言っておりますけど、特別な事情があったと。この特別な事情がなかったら、逆に基金を崩さなければならないという状況もあったかと思えます。これは委員会で既にいろんな議論をされたことでありまして、多数決で決まったことでもあります、亀尾議員もしっかりと勉強したいとのことでありますので、議長を介してわかるような説明をいただきたいと思えます。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長からの要請がございました。お答えをいただきたいと思えます。よくわかるようにという注文がつけましたんで。

健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。なぜその基金の方に積み立てるかということでございますけども、まず保険給付費の方で見ますと、18年から19年で7,700万ほど伸びております。それから共同拠出金の方で見ますと5,880万ほど、これは84%くらいな伸びになります。それに対しまして国保の関係は若干下がったと、70万ほど下がっ

たという決算になっております。そういった医療費がこれからどんどん伸びていく、その対応のためにもこの基金に積み立てて健全な運営を図りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。（発言する者あり）

続けてください。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 5,090万繰り入れろという話だったと思いますけども、本算定時で2,320万円を繰り越しをいたしております。そのために2,222円ですか、保険料は安くなっておることをつけ加えておきます。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 全く私は担当課の説明はむちゃくちゃだと思っております。といいますのは、先ほども決算のところで言いましたけれども、被保険者1人を1万円引き下げる財源は1人当たり1万円あればできるんですよ。これは絶対間違いない数字です。そうしますと、私、1万円引き下げの必要額を計算してみました。そうしますと、去年の繰り入れをゼロにしたところから出発して、トータル1万2,222円掛ける一般被保険者2,742人、これを掛けますと3,351万円あれば19年と比べて1万円の引き下げが可能なんですよ。そうしますと、5,090万をそれ引きますと1,339万繰り越しができるんですね。これが正しい答えですよ。これは間違いない、私はそのように確信しています。それを裏づける2つの根拠をお示しします。1つは、2,222円引き下げたという2,000万の一般医療分で、医療分に2,000万繰り越しを入れたと、これで実際、全県の比較、これ確定じゃないんですけども、全県比較を途中で担当課で数字を出されたんですよ。これ5,000円下がってる、約ね、5,000円、これ未確認ですからあれですけども、そういうところまで、2,000万繰り入れたためにこういう影響が出てるということですよ。そういうことを見ますと、担当課の水増しした財源論というのが一つ間違っているということが一つ言えるんですよ。

それからもう一つは、必要額の中に徴収率を掛けてるんですよ。93%の徴収率。これは、繰入金というのは今持っているお金ですよ。これに徴収率掛けてどうするんですか。むちゃくちゃじゃないですか。そういうところから考えればあり得ない。私は1万円引き下げには3,351

万あれば足りると、このように計算しておりますので、今の細田議員の4年間で基金を食いつぶすという説明は間違っていると、私は議員ですのでまだ勉強が浅いですから間違っているかもしれませんが、私はそのように、私は間違っていないと思ってるんですよ。間違っていないと思ってるんでこのように主張していますけれども、担当課の皆さんは専門家ですよ。それが間違ったこと言われたら、これは責任重大ですよ。本当に私は、このことについては絶対私は自信持ってます。1,000人の被保険者に対して1,000万あれば、税額で割り戻せば、それが平均のあれじゃないですか。これは絶対間違いありません。ですから、そのような1万円の引き下げは十分可能であって、このような補正は住民要求から見て許せない、このように主張しまして反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 賛成者の発言を許します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。安くなるお話は非常にうれしいものでございますが、済みません、私は議案第80号に対しまして賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから1万円引き下げになるということにつきましては非常にうれしいお話です。しかしながら、一番のもとというのは、この国保財政というものはこの南部町だけの小さな分母でもって運営されるものでございます。この税率を決めます国民健康保険運営協議会におきましても皆さんが随分頭を悩まされて、19年度の分につきましては全額積み立てたいというようなところを、そこのところを全額ではなくて少しは住民の方に還付、還付という言い方はおかしいですね、安くなるようにしようというようなことで決められたというふうに聞いております。先ほどから数字が飛び交っておりますが、計算機を持ってきちんとした計算ではありませんので、聞いていてどちらが本当かということはありません。植田さんも間違っているかもしれないというような前提で物事もおっしゃっておりますし、担当課の方もきちんとした計算だということで資料を出していただいております。このことにつきましては、もっときちんとした計算でもってしっかり担当課の方をお願いしたいと思います。そのようなことを含みながら、大体のこの南部町のちっちゃなちっちゃな町のちっちゃな分母でしていることですから、皆が心配しながら将来破綻しないように、そのようなことでやってきておりますので、私は将来のために続いていくためにも、今回の補正予算に対しては賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、議案第80号については反対の立場で討論します。

植田議員が先ほど算出根拠についていろいろ申し上げました。執行部の方ではまたそれなりの

根拠をやられるんですけど、しかし物の考え方の根本がやっぱり違ってらるんですよ。そういう中で、私は植田議員が出した数値が住民の目から見ると正しいやり方だというぐあいに理解します。

そこで、1点だけ私、主張しておきます。先ほど執行部の方から医療費の増大も考慮しているということを言われたんですけども、決算の中でも触れたか、あるいは初日のときに触れたと思うんですけども、後期高齢者がそのまま今度、今年度からできまして、75歳以上の方は今まで国保の中に入れておられる方、これが外れるわけなんですよ。通常一般的に言いますと、医療の分野で言われると、高齢になるほどやはり医療にかかる機会が多いということが通説になっております。それから言いますと、75歳未満の方がこの国保に残るわけなんですから、そうすると、前期高齢者の方が医療にかかる機会は少なくなれば当然医療費の、過去からですよ、今までのデータからすれば下がるというぐあいに考えるのが基本ではないでしょうか。だから、それを大きく見積もっておいて、どうしても引き下げには当たらないという、その物の考え方は私は間違っていると、このことを主張して反対するものであります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） この補正予算には賛成いたします。今る共産党議員さんが言われましたけども、担当課が言ってる計算式がございまして、植田議員が、あんた、間違ってるというのはちょっと当たらんと思います。この18年、19年の税率は変えておりません。18年の税率を変えていないときに3,435万の基金を取り崩して運営したにもかかわらず18年は1,400万の赤字になったんです。19年も税率を変えておりません。このままでいけば完全だめだということで、19年度補正でたしか5,000万の基金を崩すよう予算を立てたと思います。そのときに特別な事情でいろいろそのときに4,300万、国から特別に入ってきたと、ラッキーということで、これで何とか生き延びられた。これが19年度、20年度もこういうことが入ってくれば植田議員の言われるのが通るかもしれません。けども、これは単年度だけの不確定なものが入ってきて、えってびっくりして、この基金を取り崩すのをやめましょう、これをほんならそのまま基金に入れましょうという話になったときに今も国保税が高いという話がありますので、半分ぐらい崩して、皆さんに還元しようとしたのが20年度の税率決定なんです。言われましたように、1万円を安くしようと、今、亀尾議員が75歳以上の後期高齢者が外れたら医療費が少なくなるんじゃないかと言われましたけど、75歳以上の後期高齢は老人特会でして医療費とは一つも関係ないんですよ、この国保会計には。老人特会なんです、特別会計なんですわ。国保会計には一切関係ないんです。今さっき課長が言いました共同事業で5,800万円、84%の伸びがあるというのは、20万円から80万円までの医療費の伸びが前年度に比べて8

割も伸びている。ということは、退職者の前期高齢者の医療費が伸びてることなんですわ。だから一般の分でも18年から19年でも普通の療養給付費が7,000万も上がっているのはそういうことなんです。まだこれは共同給付費の拠出金しか出てませんけども、高額医療費をこれに入れればもっと上がってるんですよ。その中で、1万円も本当に大盤振る舞いしても、したいんですけども、これが不確定なんです。だからこの基金は半分だけでは、どんだけ議論があった、あの中で。担当課も渋い顔をしておりました。そこで、実際としては国保に入っている方には何ぼか還元して安くしたのが事実であります。このまま安くしておれば来年度はどうかかわらんともありますけども、ちょっと余裕を持たせて、今みたいに共同事業拠出金が80%も上がってるんですよ。高額医療費も上がってるんですよ。こういう前期高齢者、退職してほっとされた方、特に循環器関係、循環器の問題、それとがん、そういうのが目立っております。そういうことを備えて、この国保会計は今本当に頑張っておるところでございます。そういう御理解をいただきたいと思うことを願ひまして、この補正には賛成いたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで若干休憩をとりたいと思います。再開は2時45分。ちょっと少ないんですけども、我慢をいただいて、2時45分再開をしたいと思います。御参集賜るようお願いいたします。休憩します。

午後2時30分休憩

午後2時45分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

日程第20 陳情第31号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第20、陳情第31号、法務局の増員に関する陳情書を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。陳情第31号は、総務常任委員会をもって審査の結果、不採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） この陳情に対して不採択ということですが、国会で昭和55年から28年間にわたり全会一致で採択されてきたという、陳情の中にそういう文章があるんですけれども、国会の委員会でしょうか、このように妥当性のある内容ではないかと思うわけですけれども、国会で連続して全会一致で採択されてきたという国会の審査の内容などはこの陳情を審査される際に検討されているのではないかと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。当委員会でも、この国会で採択をされてきたということについて確認は行っておりますが、昭和55年からということですので、相当長い期間こういうことが行われていて、それでいまだ改善が図られていないというふうにご陳情者は言っておられるわけなんです、そこら辺がなぜかということで、これは1回継続をして審査をしております。そして、1回継続をして2回の会期にわたって審査を行ったわけですが、その中で、最終的に実際に、この南部町でもそうですが、職員さんの削減、行政のスリム化ということが行われている中で、実際に私たちがこの法務局の職員さんが少ないことで直接的に不利益といいますか問題を抱えているということであれば、この法務局が本当に少ないのか、よそよりもその少ない度合いが強いのかそうでないのか、全体的にどうすればいいのかということの判断はとも私どもの委員会で決着をつけられるような問題ではないということが最終的な審議結果というふうに結びついております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 審査の中身をお聞きしたわけですが、結局、委員長のおっしゃいますのは、判断をようしなかったという結論ではないんですか。結局それが不採択に何でつながるのかというのが脈絡が理解できないんですけれども、判断ができないならば趣旨採択という方法もあるだろうし、判断ができないから不採択というのは結論として私は理解できないんですけれども、その点、先ほどおっしゃいました審査の内容と不採択がどうつながるのか、その

脈絡をもう一度御説明願いたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。国会でそういった請願が出ているということで、国会で既に審査をされている問題でもあります。そして、その後の取り組みの状況がどうということ、今度、県よりもまだ下の私どもの町にこういった陳情書が出てくるといって、上部といいますか上位といいますか、国会よりもそれを覆すような審査能力、判断能力、または権限、そういったものは私どもが持っているわけではないと思いますので、これを町議会に陳情として出してきていただくことが果たして適切なのかということも意見の中では出てまいりました。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この陳情第31号、法務局の増員に関する陳情書については、私は採択すべきということを主張するものであります。

理由としては、先ほど委員会の報告でありました、質疑者の中でもありましたが、55年から28年間にわたり全会一致で採択されたものであります。しかしそれ以後どうなったのかというのは現状がよくわからないという委員長からの報告であったんですけども、しかしこの中段に記載してあります業務の民間委託や、あるいは恒常的臨時職員の採用などで何とか業務を処理している、こういう変則状態のことになってるということなんですね。それは何かといいますと、いろいろ法律が変わる中で、例えて言うと筆界特定の制度が施行された、これまでの中で4倍にもふえたと、申請が、そういう状況の中で臨時採用の職員なんかでやってるということなんです。これは中央省庁の中でどの省庁にも、やはり職員の削減に伴って臨時職員の採用で賄ってることが本に記載されてありました。それは非常に待遇が悪く、いわゆる公務のワーキングプアというんですか、そういう状態があって、都会の中で本当に小さなアパートに暮らしながら毎日毎日わずかのお金の中で残業もしながら暮らして、本当に生活できるかできないか、そういう状況にあるというのがこの中央省庁の人たちの実態であると思うんですよ。ましてや田舎というか地方のそういう出張期間でもそういう状態が行われているのが事実ではないかと思うんですよ。それが1つの理由。だから、やっぱり採択すべきであるということと、もう一つは、委員長が国

政の問題でここで陳情を出して覆す力はないとおっしゃるんですが、それはそうです。国会のことで、ただこの南部町の議会が陳情を出したからといって、それで左右されるものではありません。だってほかの陳情だって国政を変えてほしいということで出してるわけなんですよ。それで、ここで出したからといって、その1枚が決定打になるということは当然ないことですが、しかし、そういう地方の声を伝えるというのが我々議会に送られた議員の一つの発言権ではないでしょうか。そのことからいえば、やはりこれも採択すべきだということと、もう1点は、南部町民に対して直接かかわる、平素ですよ、これはやっぱり裁判には、このごろどうということでもやっぱり訴訟問題が起きますけども、そういうもめごとというのがないのがそれはいいことなんですけど、しかし今の世の中の流れはやっぱり訴訟の問題が昔よりもふえている現状があると思うんですよ。ですから、そういう中で本当に訴訟をスピードアップする、訴訟についての結論を早く出す、そういう手だて、事務員も含めてやはり職員をふやすということは、これは必要である。そのことを理由に採択を求めるものであります。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

立っとうなるけん、13番、塚田君。いや、起立したもんだけん。

○議員（13番 塚田 勝美君） 済みません、わかりました。不採択に賛成の立場で討論してみたいと思いますが、ここに書かれております法務局の増員ということ、法務局の職員というのは国家公務員であります。国家公務員が出した陳情に対して国会が採択をしながら今日まで実行がしてないということは、その内容について理解をしているわけではございませんが、相当深いわけがあることなんだろうなということが類推をされるわけであります。したがって、私、たまに米子の法務局に行くことがございますが、あそこの職員の皆さんがそんなに仕事が忙しいというふうには見受けられない。毎日行ってるわけではございませんので相当忙しいときもあるのかもわかりませんが、しかし相当ゆったりとした形でお仕事をしていらっしゃるなというふうにも見ているわけでありまして、それらの中にあって、いろいろな行政組織のスリム化が叫ばれている中であって、この法務局のみが増員をするというようなことは許されるものでもないわけでありまして、したがって、この労働組合中央執行委員長さんの名前を出された陳情、労働者の皆さんの権利を守るということで運動の一環としてこういうことをされるわけでありまして、我々としてはこれを採択するわけにはならないという結論でございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） この陳情は、国家公務員の一般的なスリム化とかいうことを言ってるわけでは、一般的に増員してくれということ言ってるわけではなくて、法務局のこの担当

課がいかに忙しいかということをやと述べながら、この部署、必要な部署に増員すべきでないかということをやっております。そのことを見ますと、実態が十分私もわかっているわけではありませんが、この国会の全会一致の経過を見ますと明らかに妥当なものだと、これを不採択にする理由はないということは客観的に言えると思います。私はこの陳情をややみに不採択にするような態度というのは本当に住民が地方自治を行っていくのにどうなんだろうと常々思っております、本当に前向きに変化をつくっていくための議会がその先頭に立つということが大事なことであって、こういうものをややみに不採択にすることには大いに異議があります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第 3 1 号、法務局の増員に関する陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立少数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第 2 1 陳情第 5 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 1、陳情第 5 号、永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情書を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。陳情第 5 号は、総務常任委員会をもって審査の結果、不採択すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほかは討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第5号、永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。

本案を不採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第22 陳情第10号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第22、陳情第10号、過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 陳情10号は、経済常任委員会をもって審査の結果、審議未了とすべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） この陳情について、前回、6月の定例会に提出をされた陳情でありまして、そのときに継続審査となりました。その後、きのう初めて明らかになったんですが、8月の26日付で陳情をされた陳情者の方から継続審査としていただいたことに対するお礼と補足説明という文書がきのう私たちの手に入りました。その中で見てまいりますと、今ほど食の安全ということが叫ばれることは今までなかったぐらい、毎日のように偽装の問題であったり、例えばごく最近では事故米と言われる残留農薬を含んだ米が食用にも回されて、実は米子近辺でもそれが販売をされたというのが明らかになり、農水の事務次官、そして本日は農水大臣までもが辞職をするという大きな問題になっております。そのような中で、特に生鮮食料品の残留農薬の問題というのも以前から叫ばれていた問題でありまして、この陳情者の言われるような化学農薬、化学肥料をなるべく使わない、そのような生産の方法というものを確立していただきたいというような陳情ではないかなと思うわけですが、6月から今議会まで3カ月間の期間がございまして、一体その3カ月間のうちにどのような審議をなされて是非が判断できないというような結論に至

られたのか、そして先ほど申し上げました陳情者から再度提出をされたこの文書以降に審査をされた経緯があるのかないのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 先ほど塚田議員がおっしゃったように、6月の定例会で審査いたしました。それは、可否の判断ができなかったものですから継続にしました。その後、再度委員会を開きまして、この継続した陳情に対して審査をいたしました。しかし、その中で、いろいろ条文がございます、その中で、この8月26日付のこの文書も委員会の中でいただいたわけですが、最初の陳情の内容と、多少補足がしてあるわけですが、しかしこの内容についてインターネットなどで調べてみられた委員会の中でメンバーがありますが、なかなかそれを見ましても可とすべきか否とすべきか非常に判断の難しい面がございました。そういう中で、委員も御存じだと思いますが、私たちに与えられた任期はこの9月の議会が最終の議会であります。そういう中で結論を出すことに至りませんので、審議未了、そのような結果にしたわけでありまして、中で、全くこれは否とすべきということもなかなか、有機栽培の普及のためにも書いてありますし、そうかといってその中で農薬と一緒に含まれてるんじゃないかということなんですけども、しかしその農薬が基準の中に値するかどうかということも、値するものであればそれは可能なことではあります、しかしそれが可能から外れていることになってる状況がもし見られるならその判断も違うし、軽々に結論を出すに至らなかったということで、そういう結果にしたわけでありまして、以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 余りよくわからなかったわけですが、可否の判断ができなかったという、どうも内容について余り理解ができないと、非常に難しい表現とかそういうものが使われてあったのかなというふうに思うわけですが、この陳情者というのは非常に熱心といいますか、今まで継続審査にした案件に対してお礼状が来たなんていうのは聞いたこともないぐらい熱心な方ではないかなと思います。この方の住所とか電話番号も書いてありますので、わからないところがあれば、そこにでも電話をされれば、本当に真摯に審査をするという姿勢があればお問い合わせになれば親切にお答えいただいたんではないかなというふうに思うところでありまして、残念ながら、審査を未了にしてしまうとこの陳情者の意図というのは我が議会では全く何も反映されなかった、出さなかったと一緒にということになってしまいます。

最後に質問ですが、実はきのうの全協の場においては、委員会の中では継続審査ということで報告がなされまして、その後、審議未了というふうに一転をした、その経過についてお尋ねをし

て質問を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 確かに追加の内容を若干載せて、その冒頭に継続審査していただいて本当にありがとうございましたという、こういう文書をいただいたのは私も議会に出てから初めてです。その熱意というものはわかりますが、しかしその中で、こういうことをやられるというのは、判断しますと、全国ではやはりなかなかこれを可とするのが少なかった中でこのこういう状況ではなかっただろうかということが、これは想像ですけど、するわけでありませう。そこでもう一つあれですけども、継続にしたのを今度審議未了にしたのはどうしてかということなんですけども、委員会の中では継続審査ということに結論を得たわけですけども、しかし、先ほども言いましたように、我々に与えられた議席の責任はこの9月の議会が最終です。そういう中で継続審査する、その中で10月の任期が23日ですか、ありますので、継続審査にした場合に、また委員会を開いて結論を得るということもあるかもしれませんが、しかし、それについてはまた本会議で最終的な議会の態度も決めなきゃいけない中で時間的なこともあるだろうし、今まで継続して再度審査したんだけれども、これでもまだ結論が出ないということになれば、この9月の議会の最終日に審議未了ということを決して、我々の委員会の中で結論を出して、皆さんの本会議で諮りたいという意図からそういうぐあいに決定したものであります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。
委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第10号、過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書を採決いたします。

委員長の報告は、審議未了でありました。

本案を審議未了とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり審議未了とすることに決しました。

日程第 2 3 議会のあり方調査特別委員会報告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 3、議会のあり方調査特別委員会報告を行います。

議会のあり方調査特別委員会委員長、秦伊知郎君から報告を求めます。

特別委員長、秦伊知郎君。

○議会のあり方調査特別委員会委員長（秦 伊知郎君） 議会のあり方特別委員会の報告であります。

まず、この委員会の経過であります。19年12月の定例会において制定した議会基本条例の具体化や議会のあり方についての調査研究及び常任委員会の構成等の調査研究を目的として、本年3月の定例会において議員全員で議会のあり方調査特別委員会が設置され、本日まで2回の特別委員会を開催し、論議を重ねてまいりました。この議会基本条例であります。平成19年12月25日に施行されたものであります。これは1条から12条の12項目から成っております。皆様のお手元に多分この資料がないと思いますので、一方通行的になってしまうことをお許しいただきたいというふうに思います。この第6条、政治倫理の項目で、第2項で町が行う工事等の請負契約、物品の納入契約を行った場合は、議員はその契約後、速やかに契約の内容、請負方法、契約の金額、その他議長が必要と認める事項を議長に報告するように努めるものとあります。この件につきましては、6月議会の議会広報紙に議長に提出されました資料を掲載いたしました。それから第8条であります。これは議会は意思決定機関として政策の内容、審議の過程等について町民に対してその理由を説明する責任を果たすように努めるものとあります。この件につきましては、議会の構成議員の合意を得まして住民の方々との意見交換会等を企画するということではあります。これは新たな議会で選ばれました議員の方々の話し合いの中で実施していただきたいということを申し送りをいたしました。また、第10条に反問権のことが明記されておりますが、これは今議会で亀尾議員の一般質問に対して町長の方から反問権を行使されて御質問がなされました。そして第2条に、前後しますが、議員の定数がうたっております。これは今回行われます、10月19日に行われます議員の選挙、16名の議員を14名にいたしました。現在は16名で委員会の構成がなされておりますが、16名が14名になりますので、委員会の構成数が改定しなければならなくなりました。それを改定するものであります。常任委員会の構成につきましては、去る9月1日の特別委員会において3常任委員会の構成人数について、総務常任委員会5名、民生常任委員会5名、経済常任委員会4名とすることで賛成多数で合意を得ました。当日2名の議員の欠席者がありましたが、賛成多数で合意を得ました。それを受けて、本定例会において議会のあり方調査特別委員会として、この委員会構成を発議案として提出する

ことにしておりますので、よろしくお願いいたします。以上があり方調査特別委員会の報告であります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ありがとうございました。

以上で議会のあり方調査特別委員会の報告を終わります。

日程第 2 4 発議案第 1 4 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 4、発議案第 1 4 号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者である議会のあり方調査特別委員会委員長、秦伊知郎君から提案理由の説明を求めます。
あり方調査特別委員長、秦伊知郎君。

○議会のあり方調査特別委員会委員長（秦 伊知郎君） 特別委員長です。この条例につきましては、さきの経過の中で説明いたしました。16名の議員が14名になりますので、委員会の構成を現在より変更するものであります。それにつきまして……（発言する者あり）読みますか。

発議案第 1 4 号

南部町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 0 年 9 月 1 9 日提出

提出者 南部町議会のあり方調査特別委員会委員長 秦 伊知郎
南部町議会議長 森 岡 幹 雄 様

内容につきましては、先ほど述べました総務委員会の 6 名を 5 名、民生常任委員会は 5 名ですので、これは変わりません。経済常任委員会は 5 名を 4 名とするものであります。この条例は平成 2 0 年 1 0 月 2 4 日から施行するというふうにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で提案の説明終わりますが、全員参加の委員会でありましたので、質疑はないものと思います。質疑を終結して、討論を行います。

反対者の発言を許します。

1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 南部町の議会条例ですけれども、常任委員会の構成の人数の割り振りが内容ですけれども、私は、総務 5 人、民生 5 人、経済 4 というふうな構成になっておりま

すが、いずれも委員会というのは南部町の重要な施策を検討する重要な場であります。それを構成の比率が経済委員会が4というのは、行政を十分に検討し、チェックしていく委員会のあり方から見て不十分ではないかという意見を言いました。それで、1名の議員が複数委員会の所属しても、そういうことをやっても委員を同じ委員の構成にすべきだということを主張いたしました。委員会の日程調整には時間がかかることはあっても、その委員会の審議を深めるということの方がより大事だというふうに私は考えましたので、そのように主張して反対をいたしました。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、景山君。

○議員（2番 景山 浩君） 2番、景山でございます。本件につきまして、賛成の立場から発言をいたします。

いろいろ多方面にわたって意見が出ておまして、私自身もいろんな考えがございますが、今1番の植田議員がおっしゃられた件について、賛成の部分をまとめて述べさせていただきたいというふうに思います。

重複で委員会に所属をするということも出まして、このことにつきましては、重複をして複数の委員会の中身を検討するというのもそれはそれで意味があることであろうというふうにも思います。ただ、今、3委員会が並行して同じ時間に委員会を役割を分けながら審査をしておりますが、重複をし出すと、これが例えば総務委員会が3日終わってから次に3日、民生が行い、そしてそれが終わってから最終的に経済常任委員会がまた3日、委員会を開催するといったように非常に長い会期が必要になってまいります。議員だけですとそれでも可能かなという気はいたしますが、行政の職員の方、執行部の方、当然その期間、拘束をされる時間がふえるということもございます。議員個々の負担は、委員会のメンバーが減れば負担は当然ふえるということもございますが、その責務をしっかりと全うしていくことで何とか補っていく、そして行政に、または議会に対するコストも余りかけずに運営をしていくといった面から、この議案に賛成ということで意見を述べさせていただきました。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第14号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決することに決

しました。

日程第 2 5 発議案第 1 5 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 5、発議案第 1 5 号、南部町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員会委員長、宇田川弘君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、宇田川君。

○議会運営委員会委員長（宇田川 弘君）

発議案第 1 5 号

南部町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 0 年 9 月 1 9 日提出

提出者 南部町議会運営委員会委員長 宇田川 弘

南部町議会議長 森岡 幹雄 様

この発議案第 1 5 号につきましては、昨日詳細に説明をいたしておりますので、省略をさせていただきます。なお、この会議規則の一部改正につきましてはの施行期日は、この規約は公布の日から施行する。以上であります。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま提案理由の説明がございました。

本案については、全員参加で協議がされておる内容でありますので、質疑を終結して、これから討論を行いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 討論ございません。よって、討論を終結いたします。

これより、発議案第 1 5 号、南部町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 2 6 議長発議第 1 6 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 6、議長発議第 1 6 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、宇田川弘君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がございました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、宇田川弘君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（森岡 幹雄君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第 7 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。

これもちまして平成 2 0 年第 7 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 2 5 分閉会

議長あいさつ

○議長（森岡 幹雄君） 会議を閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ここに、平成 2 0 年 9 月定例議会を閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。今期定例会は 9 月 5 日に開会以来、本日まで 1 5 日間にわたり、1 9 年度一般会計、特別会計、事業会計の決算を初め、提案されました条例並びに補正予算、また 1 0 名の一般質問、委員会からの発議案件など多数の重要案件を大所高所から終始極めて熱心に、また執行部からの質問にもお答えをいただきながら、さまざまな議論の展開をちょうだいたしました。本日ここにその全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことは、議長として心から厚くお礼を申し上げます。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たって、委員長報告を初め、それぞれ議員から開陳されました意見を十分尊重いただきながら、町政各般にわたってさらに一層の熱意と努力を払われますよう希望するものであります。

国政におきましては、さきに退陣表明がございました福田首相の後継を決める総裁選が展開中でありすけれども、新総裁が決まり、国会が開かれ、首班指名、そして恐らく衆議院の解散、総選挙という運営がなされるであろうと思っております。国においては経済格差や年金の問題、医療の問題、さらには介護の問題など社会保障や物価対策など、景気・経済対策など各般にわたって国民生活の重要課題が山積し、大きなまた争点になるだろうというふうに考えております。

さて、議場において皆様方と顔を合わせますのも本日をもって最後となるであろうというふうに思います。平成16年10月の合併より4年間、新町南部町の基礎固めの第一歩となります南部町議会の運営が円滑に本日までされましたことを皆様とともに喜び合いたいと存じます。

全国的に議会の改革が求められている中で、この4年間、南部町議会は全国で一番潤達な議会であったと自負をいたしております。すなわち議会ごとに議場において行われます各議員の一般質問におきましても、また議案に対しての質疑においてもしかりであります。なお、賛否討論におきましてもそうではありますが、議員間はもとより執行部との議論は他の議会に決して劣ることのない議論が展開できた議場であったというふうに考えます。また、傍聴とはいえ全員協議会の公開を行っている議会でもございます。特に議会基本条例は制定の過程で大いなる議論を、多大なる議論をいただきましたが、最終的に全会一致でこの条例を制定することができました。中では、執行部からの議員に対する質問権を規定した議会基本条例を制定することができ、この運用を行っておるところでございます。議会もより確実な内容の発言が求められ、それぞれ議員方も真摯に発言をちょうだいしたというふうに思っております。議論の展開がより一層的確なものになったというふうに感じておるのは私だけではないと思います。さらに、議員間の議論がさらに展開される項目もございます。そういったことを期待しながら、負託を受けております町民への議会としての責任をしっかりと果たす議会になるよう念願をするものでございます。

平成16年10月の南部町発足による初代の議長の席をお預かりいたしました、合併以前に議長をお受けいたしましたからおよそ8年間の長きにわたり、議場での取りまとめをさせていただきました。その間、生来の気性から、その時々、議員各位に対しては大変わがまを申し上げながら、絶大な御理解と御協力をちょうだいして、さきに申し上げましたとおりの議会運営ができましたことに対して、衷心より厚くお礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

私ごとではございますけれども、今期をもって第一線から引く決意を固めましたので、御報告申し上げます。議会、町長初め執行部の各位、さらには町民の皆様方に対しても心からお礼を申し上げたいと存じます。来るべき10月23日をもって任期が満了するのでありますけれども、町議選に再出馬いただかない議員各位におかれましても、今後ますます健康に留意をされ、南部

町発展のために御指導、御協力あらんことを切にお願い申し上げます。

さらに、今回町議会に際して再出馬を予定されております各位におかれましては、来る10月19日の選挙において全員が当選の栄位を得られて、再びこの議場でお顔を合わせられますよう格段の努力、御奮闘を祈念申し上げる次第でございます。

甚だ意を尽くしませんけれども、南部町のますますの発展と町民の幸せをお祈りしながらお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、5日から本日まで15日間にわたりまして、平成19年度の一般会計決算審査など17議案にわたって御議論いただいたものでございます。行事などもあって大変な日程でもなかったかなと思っておりますけれども、慎重御審議をいただきまして、全議案に御賛同賜り、御承認をいただき、ここに閉会を迎えるということで大変うれしく思っております。ありがとうございました。

一般質問が8日、9日、2日間なされまして、10名の議員の皆様方から質問いただきました。この南部町発足から4年間の総括、あるいは今後の財政見通し、さらに来年5周年を迎えるということできざまな記念行事を御提案をいただくなど、非常に前向きな御質問をいただいたというように思っております。それぞれに答弁をいたしましたけれども、新しい執行部や議会にゆだねてまいりたいと思っております。

振り返ってみますと、平成16年に合併をいたしまして、新生南部町が誕生いたしました。喜びの中に誕生を迎えたわけでございますけれども、平成16年には地方財政のショック、地財ショックがございまして、本来住民の皆様方に合併の成果として還元しなければならない成果を国が真っ先に食ってしまったということがあったわけでございます。本当にお先真っ暗な厳しい状況というのがあったわけでございますけれども、皆様方の御協力をいただきまして、合併重点事業でお話をしておりました病院建設、あるいは循環バス、CATVの施設整備などを進めることができました。また、学校の耐震工事、あるいはまた新しい町の基盤づくりとして提唱いたしました地域振興区の設置など、ソフトやハードともに町づくりが大きく進展したと、このように思っております。これもひとえに議会の皆様方の御指導や職員の皆様の努力、何よりも町民の皆様方の御協力と本当に厚くお礼を申し上げる次第であります。

この間、私なりに町政の推進に一生懸命頑張ってまいったわけでございますけども、至らぬ点や、あるいは不行き届きな点がたくさんあったというように思うわけでございまして、そういう面につきまして改めて本議場を通じまして皆様にお断りを申し上げたいと思います。

さて、いよいよ選挙ということになるわけでございますけれども、願わくば苦勞をともにした皆様方と再び本議場で相まみえまして新しい南部町の発展のためにお互いに汗をかきたいと、このように願っております。どうぞ積極果敢に挑戦をいただきまして、南部町の発展のためにお互いにさらに努力をしたい、このようにお祈りを申し上げましてお礼のごあいさつにかえる次第であります。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

午後 3 時 3 5 分
